

第 章 長崎県対馬市地域における
今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

< 第 章及び第 章のまとめ >

- ・ **海岸の特性**：対馬は九州と朝鮮半島間に位置し、韓国までは約50kmと九州よりも近い。南北約82km、東西約18kmと細長く、海岸は複雑な入り江を持つリアス式海岸で、その総延長は900km以上になる。65歳以上の高齢化率は全人口の約23%で、約3.8万人(平成17年)の人口は毎年千人程度減少している。
- ・ **漂着ゴミで生じている問題**：長い海岸線に繰り返しゴミが漂着し、景観の悪化や周辺漁業への被害の発生、安全性への懸念等の問題がある。地元では海岸清掃活動実施の意向はあるが、島内の処理施設能力や回収した漂着ゴミの処理経費等も含む問題があり、海岸清潔の保持が十分にできておらず、組織的な清掃活動に至っていない。
- ・ **漂着ゴミの量**：対馬市上県町地先の越高海岸(延長約250m)及び志多留海岸(同260m)の年間漂着ゴミ量の合計(平成19年10月～平成21年9月)は、約60m³と推測された。
- ・ **漂着ゴミの質**：両海岸における一年間相当の漂着ゴミ約60m³の組成を見ると、プラスチック類が約5割(容量。重量では4割)、木材等が約2割(同3割)、流木・灌木が2割(同2割)程度を占めていた。また、容量の約7割は対馬市クリーンセンターで処分可能なゴミに相当し、残り3割は同センターでは処理できない処理困難物に分類された。
- ・ **漂着ゴミの回収・処理方法**：越高海岸のように港から重機等が海岸に乗り入れることができる海岸については、重機の利用が適切である。特に、大量の漁網や流木がある時は、重機を利用した方が効果的な清掃ができる。ただし、重機で回収した後は、人力でしか回収できない小さなゴミが多々取り残されるため、人力による回収も合わせて行う必要がある。また、志多留海岸のように、重機等の乗り入れが困難な対馬の多くの海岸では、人力を主体に回収するしかない。そのため、対馬の海岸清掃においては、人力を基本に考え、海岸形状に応じて重機等を使用することが適切であり、海岸清掃の実施に当たっては回収要員を確保することが重要となる。また、漂着ゴミの回収に当たっては、経済的観点等から可能な限り島内処理を目標とし、対馬市クリーンセンター及び島内の民間最終処分場での処分及び中間処理による有効利用を考慮した分別実施を基本として処理することが望ましい。一方、大量に処理困難物が発生する等の場合には、島外処分を検討するなどが必要である。
- ・ **効果的な回収時期**：南西向きに開口した越高海岸及び志多留海岸においては、梅雨期から秋季に掛けて漂着ゴミ量が多くなる。定点撮影結果における漂着ゴミの多寡と風向及び潮汐等を比較検討した結果、大潮時に南西の風が卓越する日が続くとモデル海岸への漂着ゴミ量が多くなると推察された。そのため、これら海岸において、年一回清掃を行う場合は比較的海が穏やかな秋季後半に清掃活動を行なうことが適切である。一方、航空機調査で漂着量が多いと判明した対馬の西側海岸においては、冬季の季節風が卓越する時期に漂着ゴミ量が多いと推察されることから、年一回清掃を行う場合は季節風が収まる春先以降に海岸清掃を実施することが適切と考えられる。ただし、労力軽減の観点から、定期的あるいは臨機に海岸清掃活動を実施することが適切と考えられる。
- ・ **漂着メカニズム及び発生抑制**：漂着ゴミのうち、国籍を判別しやすいペットボトルやライター等の国別組成を見ると、韓国や中国、台湾等の海外由来のものが多いものの、国内由来のものも多くを占めていた。また、漂流シミュレーションの結果から、長崎県で発生したゴミは長崎県内に漂着する場合が最も多く、佐賀県や福岡県にも漂着すると推測された。以上より、発生源対策としては近隣諸国への呼びかけや漂着防止に向けた協力を進めることに加え、長崎県内及び対馬島内での発生抑制も必要と考えられる。

第 章 長崎県対馬市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方について

漂流・漂着ゴミ問題の解決のためには、漂着したゴミの回収・処理対策のほか、発生源対策が重要である。対馬市における前者の現状としては、回収・処理を市や漁協、NPO が主体となって実施しているが、労力や経費等に様々な問題を抱えている。継続的な回収・処理のためには、これらの対応だけでは限界があると考えられ、対馬の海岸環境保全のためには後者の発生抑制対策を含む組織的な対応が必要である。本章では、これまでの調査結果を含め、漂着ゴミ問題に関する現状と課題を踏まえ、より効果的・効率的な海岸清掃体制の構築を念頭に、望ましい漂流・漂着ゴミ対策のあり方を検討・整理した。

1. 長崎県対馬地域における漂流・漂着ゴミに関する取組の現状と課題

1.1 漂流・漂着ゴミの実態調査及び清掃活動に関する取組

国、長崎県、及び対馬市等は以下の取組を実施している。

1.1.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」(平成19年3月)を踏まえ、漂流・漂着ゴミの発生状況の把握、国際的な対応も含めた発生源対策、被害が著しい地域への対策を進めている。

(1) 漂流・漂着ゴミの発生状況の把握

気象庁は、北西太平洋海域及び日本周辺海域の観測定線において海上漂流物目視観測を実施している。また、海上保安庁は、一般市民を対象とした海洋環境保全のための啓発活動の一環として、漂着ゴミ分類調査を実施している。環境省は、漂流・漂着ゴミについて、国内外の既存の予測手法等を基に、既存予測モデルの範囲を拡大し、東シナ海等への適用を可能とするような予測手法の検討を行った。

なお、漂流・漂着ゴミについては、これまで国及び各種団体が実測及びアンケート調査等を実施し、医療系廃棄物も含め、その発生状況の把握に努めてきたところである。しかし、これら状況は、国内外での対策の進展等により年々変化することから、今後も常に知見を収集することとしている。

(2) 被害が著しい地域への対策

a. 地方公共団体等の対策に対する実効性の高い財政支援等

国土交通省及び農林水産省は、洪水、台風及び外国からの漂流等による大規模な漂着ゴミが海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、これを緊急的に処理することを目的として、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を拡充している。平成19年度には、本事業で処理できる対象を大規模な「流木等」に限らず「漂着ゴミ」にも拡充するとともに、補助対象となる処理量を現行の「漂着量70%」から「漂着量全量(100%)」に拡充した。また、平成20年度には、広範囲にわたり堆積した海岸漂着ゴミや流木等を処理するため、事業の対象範囲を拡大し、広域にわたる「複数の海岸」の関係者が協働して一体的・効率的に処理を行うこと等ができるよう制度を拡充した。なお、本事業の採択基準は、海岸保全区域内に漂着したものの、堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着したものの、漂着量が1,000立方メートル以上のもの、3つの要件全てを満たすことである。

環境省は、平成 19 年度に「災害廃棄物処理事業費補助金」(漂着ゴミ処理事業分)を拡充し、災害に起因しないが、海岸への大量の廃棄物の漂着について、その処理を市町村が行う場合、当該処理事業費を補助対象とした。補助の規模要件は 150 立方メートル以上であり、海岸保全区域外における事業について補助を行うこととしている。また、市町村が海岸漂着物を含めた廃棄物の処理を行うため必要な廃棄物処理施設を整備する場合に、循環型社会形成推進交付金により支援を行っている。

内閣府は、同じく循環型社会形成推進交付金により、離島地域を含む沖縄における廃棄物処理施設等の整備に係る支援を行っている。

水産庁は、市民参加による森・川・海を通じた漁場環境保全事業において、民間団体を通じて、漁業者・市民団体等が行うゴミの除去作業に必要な清掃資材等を提供するなど、海浜の美化活動を支援している。

総務省は、地方独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対し、「頑張る地方応援プログラム」により地方交付税等の支援措置を講じている。地方公共団体は、頑張る地方応援プログラムのプロジェクトとして、環境保全プロジェクト(漂流・漂着ゴミに関する活動等)に取り組むことで、その取組経費について支援を受けることができる。

b. 調査

環境省は、平成 19 年度より、「漂流・漂着ゴミ国内削減方策モデル調査」を開始し、漂流・漂着ゴミ問題について、海岸やゴミの状況に適した削減方策を検討するため、モデル地域を選定した上で、漂着ゴミの状況の把握を行うとともに、発生源対策や効率的・効果的な処理・清掃方法を検討している。また、NGO 等との関係者間の連携の推進及び海岸清掃、普及啓発等の効果的な方策についても検討している。また、医療廃棄物や廃ポリタンクの漂着が認められた場合には、必要に応じ、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握に努めている。

国土交通省は、海岸における漂着ゴミには、使用済みの注射器や危険性の高い薬品ビンなどの医療系廃棄物を始め、ガスボンベ、信号筒など爆発や破裂の恐れのあるものなどの危険物が含まれている事例が各地で見られていることから、海岸を常に安全に利用できるように適切に管理するための対応方針の策定を進めている。

海上保安庁は、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して、事件・事故の両面から、漂着状況を含む排出源、排出原因の特定のための調査を実施している。

c. 技術開発

環境省は、廃棄物処理等科学研究費補助金(競争的資金)を活用し、重点枠として漂着ゴミの処理に係る技術を公募し、塩分を含む漂着ゴミの焼却技術の開発等を行っている。

1.1.2 長崎県の取組

長崎県廃棄物対策課によれば、長崎県の漂流・漂着ゴミに関する過年度及び今後の取組内容は、表 1.1-1 のように整理される。

長崎県では、県・市町村・関係団体から成る「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を設立しており、平成 14 年から活動している。この協議会においては、平成 18 年に「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」が策定されており(表 1.1-2)、目標値を設

定し、進捗管理を行っている。また、平成 18 年 3 月には、「長崎県廃棄物処理計画 - ゴミゼロながさき推進計画 - 」が策定され、その中での漂流・漂着ゴミ対策としては、市町が実施する漂着ゴミの撤去に要する経費への助成、処理体制の確立などを国へ要望、更には「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を中心に具体的な対策を検討し、その対策については民間団体や住民、行政が連携して取り組むこととしている。

県が行う補助事業としては、市町が行う漂着ゴミ回収事業について、経費の助成を平成 14 年度から実施している。補助対象事業は漂流・漂着ゴミの回収・運搬・処分であり、補助内容としては対馬を始めとした離島振興法指定地域で補助対象経費が 400 万円以上の事業（補助率 70%）で、一市町当たり 420 万円を交付限度額として設定している。この要件以外では、補助率 50%、交付限度額は 150 万円となっている（平成 20 年度の予算は、1,720 万円）。

また、河川課においては、「県民参加の地域づくり事業」として、平成 15 年度より海岸や港湾（道路、河川を含む）で清掃活動を行う団体を登録し、活動支援を実施している。このほか、長崎県は、平成 15 年より対馬市と共同して「日韓学生つしま会議」と称して、漂着するゴミの発生源の一つでもある韓国の大学生との交流を図っている。

表 1.1-1 長崎県の漂流漂着ゴミに関する取組

(1) 漂流・漂着ごみ問題対策協議会の設置（平成 14 年 10 月～）											
・漂流・漂着ごみ問題対策指針の策定（平成 16 年 3 月）											
・漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画の策定（平成 18 年 3 月）											
・漂流・漂着ごみ問題対策協議会の開催（平成 14 年～毎年開催）											
(2) 市町が行う漂着ごみ回収事業経費への助成（平成 14 年度～）											
・対象事業：漂流・漂着ごみの回収、運搬、処分											
・補助内容：											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業区分</th> <th>補助率</th> <th>交付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>離島振興法指定地域かつ補助対象経費4,000千円以上の事業</td> <td>10分の7以内</td> <td>1市町当たり4,200千円。ただし、の事業のみ実施する市町にあっては1,500千円。</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>2分の1以内</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			事業区分	補助率	交付限度額	離島振興法指定地域かつ補助対象経費4,000千円以上の事業	10分の7以内	1市町当たり4,200千円。ただし、の事業のみ実施する市町にあっては1,500千円。	上記以外	2分の1以内	
事業区分	補助率	交付限度額									
離島振興法指定地域かつ補助対象経費4,000千円以上の事業	10分の7以内	1市町当たり4,200千円。ただし、の事業のみ実施する市町にあっては1,500千円。									
上記以外	2分の1以内										
・予算（平成 20 年度予算）：17,200 千円											
(3) 海岸清掃活動に取り組む団体への支援（「県民参加の地域づくり事業」の実施：平成 15 年度～、河川課）											
・道路、河川、海岸、港湾で清掃活動を行う住民団体の登録し、活動支援											
(4) 韓国との協働事業											
・「海の環境美化キャンペーン」の実施（平成 15～17 年度）（環境政策課）											
・日韓学生つしま会議（平成 18～20 年度）（環境政策課・未来環境推進課）											

表 1.1-2 「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」の概要
 (長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会(2007年5月)より抜粋)

1. 発生源対策

(1) 啓発活動の強化

地域住民への積極的な啓発

- ・ 「環境美化運動期間」等を主体とした漂流・漂着ゴミ問題への啓発
 県民一斉清掃、海岸愛護月間、河川愛護月間、ポスターの掲示、自主的な住民参加による清掃活動の推進など

- ・ 海岸・港湾・漁港等における海岸環境美化啓発看板の設置・更新

漂流・漂着ごみ対策に資する教育の推進

- ・ 環境教育の機会に漂流・漂着ごみ問題への理解と関心を深める
 海上保安部等の環境教育と連携、小・中・高等学校の海岸清掃活動への支援など

広域的な啓発活動の展開

韓国の釜山外国語大学校と地域との合同海岸清掃活動による交流と啓発、イベント等を通じた現状の周知など

(2) 監視体制の強化

関係機関の連携による監視強化

「海の日」「海岸愛護月間」「環境月間」等における合同パトロール

関係機関による河川・海岸・海域等に係る不法投棄事案等の情報交換

民間参画による通報体制の構築

2. 撤去・処理対策

(1) 海岸清掃活動団体等の育成及び活動支援

「海岸愛護団体」の育成及び支援制度の充実

NPO・NGO 団体との連携

(2) 行政や海の利用者等の海岸清掃活動及び参加促進

海岸、港湾等の利用者の海岸清掃活動等への参画

(3) 助成制度の構築等

撤去・処分費用に対する支援制度の構築及びその他諸制度の活用

国への助成制度及び国主導の処理体制確立を要望

(4) 処分体制の広域的な連携

(5) 廃棄物処理業者からの技術支援

3. 共通的対策と国際的取組

(1) 管理体制の強化

県、市町の各海岸管理担当課は関係各所との連携による海岸環境の保全

(2) 調査研究体制の確立

長崎県の特性に応じた漂流・漂着ごみ対策を産官学の協力で調査研究を実施

(3) 国際的取組

近隣国との協働による取組

日韓海峡知事会議等の国際会議において、漂流・漂着ゴミ対策の協議の要請

(例：国際的監視機構の創設、国際協力体制の構築など)・情報収集の実施

近隣国との海岸清掃活動等を通じた国際交流イベントの開催

韓国釜山外語大学との海岸清掃活動の継続

1.1.3 対馬市の取組

対馬市の海岸漂着ゴミの清掃活動に関わる取組を表 1.1-3 の上段に、その活動位置を図 1.1-1 に示した。

対馬市においては、平成 13 年度より長崎県と協力して海岸漂着ゴミの清掃活動を実施しているほか、平成 15 年度より「日韓学生つしま会議」(図 1.1-2) と称して韓国釜山外国語大学の学生等と協働して海岸漂着ゴミ清掃活動を実施している。

1.1.4 地域の取組

対馬市の地元 NPO の海岸漂着ゴミの清掃活動に関わる取組を、表 1.1-3 の下段に示し、上記対馬市等の活動を含む海岸清掃活動の取組位置と併せて図 1.1-1 に示した。

NPO 法人の活動については、平成 16・17 年度に全国的な海岸清掃活動に関する取組が行われているほか、平成 19 年度に対馬島内で立ち上がった NPO 法人「対馬の底力」が海岸清掃活動を実施している。

このほか、水産庁の補助事業(離島漁業再生支援交付金)に基づいて、地先の漁業協同組合を主体とした海岸清掃活動(主に秋季に実施)や、長崎県海と渚環境美化推進委員会(事務局=長崎県漁業協同組合連合会)主催の「県下一斉浜そうじ」が7月20日の「海の日」を中心とした夏季に実施されている。また、国の機関である第七管区海上保安部対馬海上保安部等や対馬商工会議所青年部等が主催し、地元の小学校の環境教育の一環として実施した清掃活動などの実績がある。加えて、表には示していないが、上対馬町茂木浜等では地元住民により、海岸清掃活動が定期的に行われている(図 1.1-1)。

表 1.1-3 対馬市・NPO 法人による清掃活動の取組み

主体		事業種	事業内容	実施年	実施海岸	人数(概算)	回収ゴミ量(m3)	処理費(万円)		
対馬市等の取組	対馬市 (一部県と共に実施)	長崎県	漂流漂着ゴミ撤去事業	平成17年度	島内13箇所	島内13箇所	720	553.2		
			漁業公害対策事業							
			平成18年度流木特別対策	平成18年度	島内(11市3町の1市)	-	77,909本	-		
		市の事業	不法投棄物撤去事業(平成13年度以降)	不法投棄物撤去事業(平成13年度以降)	平成13年度	上県地区全域	200	ポリ容器6,000個	122.1	
					平成14年度		400	ポリ容器4,350個	306.7	
				平成15年度	井口浜～棹崎周辺海岸	学生160 一般250	300	256		
				平成16年度		学生260 一般520	510	356		
				平成17年度		学生240 一般610	650	487.2		
				平成18年5月20日(*)	厳原町豆酸崎、豊玉町廻地区	学生451 一般208	230	200		
				平成19年5月26日(*)	井口浜～棹崎周辺海岸	学生200 一般250	550	-		
平成20年5月31日・6月1日	上県町田ノ浜、湊浜	学生・一般 379	304	-						
県との協働	日韓学生つしま会議	平成18年5月20日(*)	厳原町豆酸崎、豊玉町廻地区	学生451 一般208	230	200				
		平成19年10月7日	越高海岸	学生140 一般 50	-	-				
地域の取組	長崎県海と渚環境美化推進委員会(事務局=長崎県漁業協同組合連合会)	漁業団体、県、市長会、町村会等	県下一斉浜そうじ(H6年度から実施)	7～8月(海の日(7月20日)を主体)	各地の海岸	-	H16年度 289t H17年度 714t H18年度 374t	-		
	対馬の漁協等	漁業協同組合	水産庁の補助事業	毎年10～11月頃		-	-	-		
	NPO主催事業	JEAN/クリーンアップ全国事務局	クリーンアップキャンペーン 釜山外国語大学校学生によるボランティア清掃活動		平成17年6月(*)	上県町サス浜北側海岸	学生100名・101名	-	-	
		NPO団体	島ごみサミットつしま会議		平成16年10月10日	豊玉町志多浦 三宇田浜海岸	200	301	-	
			国際ロータリークラブによる海岸清掃		平成17年6月	美津島町今里	184	80	-	
		NPO法人「対馬の底力」	地域の人々、教育機関を含むボランティア海岸清掃活動			平成19年11月4日	厳原町小茂田浜	50	89	-
						平成19年11月21日	豊玉町志多浦海岸	70～80	39+4t車1台	-
						平成19年12月2日	美津島町根緒の大梶原	18	35	-
						平成20年4月19日	上県町の女連(うなつら)浜	80	120袋	-
					平成20年5月11日	上県町井口浜海水浴場	500	100+	-	

注：上記は事務局が把握した情報を基に作成した。*印については海上保安部等の共同作業を示し、平成18年度は二つの活動を同時に実施している。
「-」は情報がないか、不確定のために未記載としたことを示す。上記のほか、上対馬町茂木浜等では、地域の方々が定期的に清掃活動を実施している。

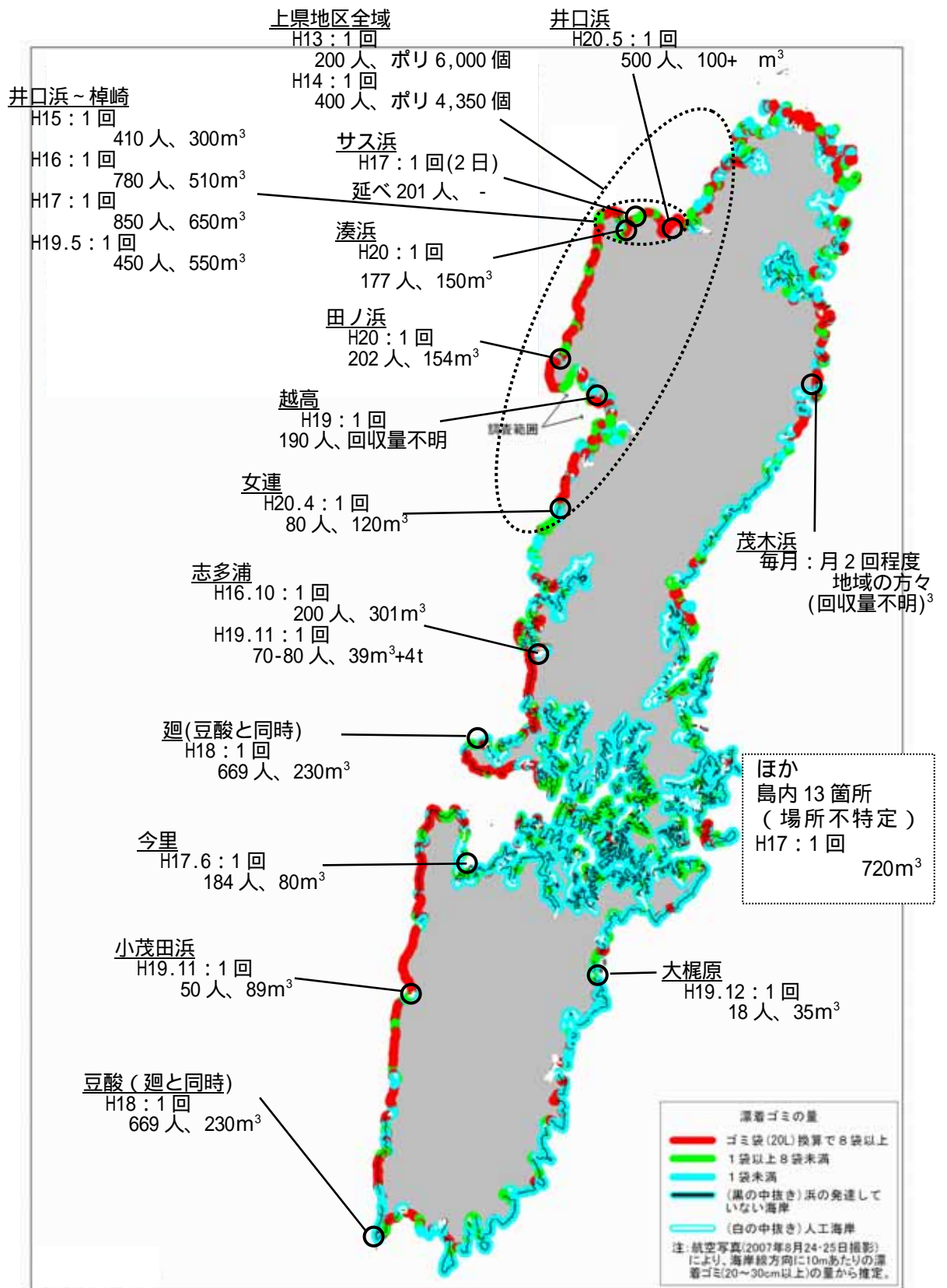


図 1.1-1 近年における対馬市、NPO 等による海岸漂着ゴミ清掃活動の取組事例

注：図中の清掃活動事例は、表 1.1-3 の事例と対応する。

来てみんな！対馬へ・・・国境の島 ツシマヤマネコの島

韓国の学生と

交流しませんか？

～海岸清掃の学生ボランティア募集～

長崎県、佐賀県、福岡県内の大学生で

- ◆国際交流に興味のある方
- ◆環境問題に関心のある方
- ◆ボランティア活動に意欲のある方



<内容>

漂流・漂着ごみ清掃
韓国の大学生との交流会 など

<募集人員>

100人程度

※交通費は無料。食費及び

宿泊費は一部個人負担（5千円程度）が必要です。

開催時期

平成19年10月6日(土)～8日(月) 2泊3日

ご存知ですか？対馬市の海岸には漂着ゴミが大量に流れ着いてきており、深刻な問題となっていることを・・・そのゴミの中には韓国から流れてきている物も多く含まれています。この事実を知った韓国の学生さんが対馬市の住民らと共に海岸清掃を行っています。そこで韓国の学生さんと、海岸清掃をとおして、交流活動などを楽しんでいただけるよう、大学生の皆さんの参加を募集しています。

応募・問い合わせ先

長崎県環境政策課

担当 山下

TEL : 095-895-2353

FAX : 095-895-2566

E-mail : s13.yamashita

epref.nagasaki.lg.jp

お名前・ご住所・電話番号・メール

アドレスをお知らせ下さい。

〈申込書と詳細は裏面〉

日韓学生が対馬の漂着ごみ拾い 削減対策で意見交換



海岸に漂着したごみを拾う日韓の学生＝
対馬市上県町越高

漁具やプラスチック製品など大量のごみが外国から流れ着く国境の島・対馬で七日、日韓の学生がごみを拾って削減対策を考える「日韓学生つしま会議」(県、対馬市主催)があった。環境省が本年度指定した漂着ごみ削減対策モデル調査地域(全国七カ所)になった上県町の海岸での清掃も始まった。

った。

同会議は日韓で協力してごみを回収し、環境保全について考えてもらおうと開催。昨年に続き二回目。本県や福岡、鹿児島両県の計十七大学八十二人、韓国から東亜大生四十七人が参加した。

対馬は韓国からわずか四九・五キロ。西海岸には北西風に乗って韓国や中国などからポリ容器や発泡スチロール、漁具などが大量に漂着。海洋環境や漁業資源への影響が懸念されている。

学生は午前、モデル調査地域の上県町越高海岸二百メートルを清掃し、漁網や浮き、発泡スチロールのほか、ライター、洗剤容器など漂着したプラスチック製品を回収。

午後は峰町の県立対馬青年の家で意見交換。十五班に分かれて拾ったごみを題材に削減対策を論議した。「自然に分解される容器を開発してほしい」「環境教育に力を入れ、意識を高めることが必要」などの意見やごみが海に流れ出ないように法整備を求める提言があった。

長崎新聞 WEB ニュースより抜粋

<http://www.nagasaki-np.co.jp/kiji/20071008/03.shtml>

図 1.1-2 「日韓学生つしま会議」の案内(平成19年度)

1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題

本調査を通じて整理された長崎県対馬市における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題を表 1.2-1 に示した。これは、主に地域検討会での論議を整理したものである。

これによると、対馬市の海岸清掃については、清掃活動のための「**人員確保**」、回収後の漂着ゴミの「**運搬・処分費用の財源**」、及び海岸清掃活動を実施する住民・団体と行政等との協力関係である「**連携と協働**」が主要な問題となっていると要約できる。

表 1.2-1 対馬における漂着ゴミの清掃活動に関する現状と課題

清掃段階	区分	具体的状況
回収	現状	<ul style="list-style-type: none"> 長崎県、対馬市が主体となって、日韓学生やボランティアによる漂着ゴミ回収活動を春と秋に年2回実施している。 島内の漁業協同組合が主体となって、秋季に関係漁協の周辺を清掃している（水産庁の離島漁業再生支援交付金）。 このほか、7月の「海の日」などに海岸清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 島内の高齢化、過疎化に伴い、清掃活動を担う人口が減少している。 島の人口が漂着ゴミの少ない南側に集中し、ゴミの多い中～北部では人口が少なく、また産業構造の問題等から、清掃にかかわるボランティア等の集まりが期待できない。（人員確保の問題） 対馬では海岸線が長く、対象範囲が広大である。これら海岸のうち、重機のみならず、人が入れないような海岸については漂着ゴミの回収が極めて困難である。
収集・運搬	現状	<ul style="list-style-type: none"> 回収した漂着ゴミは、廃棄物業者に処理を委託し、全量を北九州市まで海上輸送し、港に到着後は中間処理場まで車両で運搬している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 漂着ゴミについては、量が膨大なこと、分別が困難なこと、塩分が付着していることなどの理由により、対馬市の一般廃棄物処理場では対応できず、船による島外への搬出・処理費用が大きな負担となっている。（処理費用の問題）
処分	現状	<ul style="list-style-type: none"> 北九州市の中間処理業者及び最終処分場等にて処分している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 上記の収集・運搬に関する課題と同様に、処理費用が大きな負担となっている。
全般	現状	<ul style="list-style-type: none"> 清掃しても繰り返しゴミが海岸に押し寄せてくる。 地元のNPO法人が発足して海岸清掃を実施している。
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域には海岸清掃活動に意欲のある方々がいるものの、清掃人員の確保、処理費用の問題により、海岸の清潔の保持が十分になされていない。 清掃活動のほか、漂着の防止・漂着量の軽減のための発生源対策が課題である。 地元NPO法人では、資材費や運営費の確保に困窮している。また、行政等との協力関係が十分に機能していない。

注：上記の長崎県対馬市における海岸清掃活動の現状と課題は、主に地域検討会（長崎）において論議されたものを整理してある。

対馬においては海岸線が長いこと、人が入れずに清掃できない海岸が多いこと、また人が入れる海岸において回収したゴミについても島内処理が困難な上に運搬・処理費の財政確保が難しいこと、またそのために漂着ゴミの回収作業の実施が難しいことなどから、海岸漂着ゴミの清掃活動には課題が多い状況にある。

上記の3つの課題のうち、「清掃人員の確保」については、対馬島内の高齢化の進行と島南部への人口集中という観点から、特に漂着ゴミの多い島の中～北部(章の「航空機調査」結果参照)での清掃における人員確保が課題と考えられてきた。ただし、これまで対馬市においては、平成13年頃から対馬市や長崎県など、近年ではNPOも含む各主体による漂着ゴミの回収が年1～数回行われている。このうちのNPOの活動は、平成19年9月に立ち上がった、地元の漂着ゴミ対策を主眼とするNPO法人「対馬の底力」によるものである。これらより、清掃活動のための人員確保については、明るい兆しも見られる。

残り2つの課題のうちの一つである「財源確保」については、次のような内容と要約される。島内の海岸漂着ゴミについては、経費削減等の観点から本来対馬島内において処理することが望ましい。しかし、対馬市の焼却施設の処理能力や施設の維持の観点から、漂着ゴミのうち塩分を多く含むと想定しているゴミの処理が行えないため、処理困難物を含め、やむを得ず廃棄物業者に委託して島外での処理を実施している。長崎県及び対馬市としては、漂着ゴミを適切に処理する意向ではあるものの、島外への運搬・処理にかかる費用捻出に限界があり、これが漂着ゴミの清掃活動の大きな課題となっている、というものである。

もう一つの課題である「連携と協働」については、実際に清掃活動を実施している地域の諸団体へのヒアリング結果(表1.2-2)からは次のような意見と、「情報集約」等に関する意見・課題が挙げられている。

対馬の海岸清掃を趣旨として立ち上がったNPO法人「対馬の底力」については、積極的に清掃活動を実施してはいるものの、ゴミ袋代・作業車輛の燃料代等が各自の持ち出しに依存しており財政的に逼迫している(運営費の問題)、市や県との連携が機能的ではない(協働体制の問題)などという課題が整理された。

また、実際に清掃活動を実施している主体として、島内の複数の漁業協同組合(以下、漁協という)にヒアリングした。対馬島内の漁協では、ここ数年、水産庁の予算(「離島漁業再生支援交付金」)にて漁場保全活動の一環として海岸清掃活動を実施している。ヒアリングの結果、この清掃活動には対馬島内のほぼ全ての漁協が参加・実施しており、その概略内容については当該漁協ごとに対馬市役所の各支所(地域活性化センター)並びに対馬市役所水産振興課に情報が集約されていることが判った。ただし、漁協ごとに整理された清掃活動の詳細(清掃海岸延長、参加人数、使用重機等、回収量など)までは集約されておらず、また概略内容については、対馬市において漂着ゴミ問題を扱っている環境衛生課(旧:廃棄物対策課)や対馬市関連の漁港の海岸管理部署である建設部管理課、長崎県の海岸管理部署である対馬地方局等に十分に伝わっていない状況にあった。

なお、これら海岸清掃活動に関わる海岸延長、作業人数、作業時間等の詳細情報が集約・整理されれば、経年的な漂着量の変化が把握できる重要なデータと成り得る。そのため、関係者間の協力が重要となる。また、加えて、同時に一部地域で漂着ゴミの組成調査も実施されれば、発生源対策にも反映できる情報になると考えられる。

表 1.2-2 対馬島内で海岸清掃を実施している団体へのヒアリング結果

ヒアリング対象	項目	ヒアリング結果
NPO法人対馬の底力 (2008年11月28日)	清掃要員の確保	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動に協力してくれる団体・自治会等との調整は何とかなる状況にあり、清掃活動要員の確保は容易ではないが関係者の協力のもとに実施できると考えている。
	有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 単に漂着ゴミを島外処分するのではなく、シルバー人材センター等の協力により、島内で有効利用を図り、活性化につなげたい。
	運営費	<ul style="list-style-type: none"> 2008年は5月以降に清掃活動ができていない。運営資金も苦しい状況にある。 これまで自腹で回収に関わる袋代・車輦代等を賄ってきた。 処分費用が確保できないため、これまで回収した漂着ゴミもずいぶん溜まっている。 各種助成金に応募し、対応を図り、活動を続けたい。
	行政との関係性等	<ul style="list-style-type: none"> これまでの活動を通じて、行政には不信を感じている。 行政と清掃活動等に関する事前打ち合わせを実施しても、現場に行くと異なっている場合が多々あった。 NPO法人立上げ時や活動時等において、冷たい扱いを受けた。 市のHP等で「協働」を謳っているが、行政の支援(例：ゴミ回収用の袋代、軍手代等のほか、処理費も)や情報の共有、協働に関して前向きな姿勢が見られず、連携と協働が不十分。 行政の視点ではなく、民間・地元の目線で対応して欲しい。
伊奈漁協、上県町漁協 (2008年12月24日)	清掃活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> 水産庁の離島漁業再生支援交付金を利用し、漁場環境の再生・保全の観点から汀線付近の海岸清掃を実施(ここ数年)。 組合員による人力回収のほか、バックホウ等の重機も使用。 今年度は発泡スチロールの処理のため、SD溶剤(100L×2缶)を購入して減容作業を実施した。 実際に減容できた量の詳細は不明であるが、確実に減容の効果が見られた。次年度は更に購入量を増やしたい(伊奈漁協)。 海岸清掃活動に関するデータ(日時、人数、処理量(マニュアル)、費用)は漁協で保管し、概要を旧支所に提出済み。 「海の日」にも清掃活動を実施している(伊奈漁協)。 漁協内には更に清掃回数を増やし、地元の海岸を綺麗にしたいと考えている有志もいるが、処理費用の工面ができず、実施に至っていない(伊奈漁協)。
対馬市役所上県地域活性化センター地域支援課 (2008年12月25日)	清掃活動の内容	<ul style="list-style-type: none"> 水産庁の離島漁業再生支援交付金は、集落単位で支給され、漁協が事務を代行している。 交付金を清掃に充てる視点としては、漁場環境を良くすることで漁獲量を上げることである。 旧支所に提出されるデータは、実施日時、場所、参加人数、経費内訳のみ。回収量のデータなし。 データは本庁に送付済みであり、全島のデータが集約されているはず。環境衛生課には伝わっていると思うが。 昨年は複数の漁協で、SD溶剤による発泡スチロールの減容処理を勧め、実際に使用した。効果が見られたので、次年度はもっと量を増やすよう勧めたい。 そのほか、支所の有志で、海岸清掃活動を実施している。

注：()はヒアリング実施日を示す。

これまで挙げられた課題を整理すると、次のように要約される。対馬市においては、さまざまな団体がそれぞれ個別に活動しており、それぞれの活動が有機的ではなく一過性のものに終始している可能性が大きいと考えられる。また、海岸清掃を目的として設立されたNPOへの支援は乏しく、運営が苦しい状況にあることも伺える。このように、各活動が単発では効果的な清掃活動とは言い難く、地域住民に対する普及啓発活動等に繋がりにくく考えられる。特に、活動が期待されるNPOには、何らかの支援が必要であり、行政との良好な関係性や運営資金の確保は重要である。

一方、対馬に漂着するゴミの中では海外由来のゴミも多く見られ、そのため国際的な発生源対策も非常に重要であり、国や長崎県の取組が期待される場所である。しかし、地域における当面の施策としては、海岸清潔の保持のために海岸に漂着するゴミを継続して清掃する必要があり、海岸清掃活動やその体制作りは発生源対策と並列されるべき課題である。このような状況並びに上記地域検討会で論議された内容や他地域での活動状況を考慮すると、対馬の漂着ゴミ問題に関する課題は以下のように整理され、このうち「情報の共有と集約」及び連携と協働のための「体制作り」は急務と考えられる。

表 1.2-3 対馬市の海岸清掃活動に関する行政等との協力関係に関する課題の整理結果

整理された課題		実情の問題点等
情報の共有と集約		<ul style="list-style-type: none"> 誰が、どのような活動をしているか等の情報の把握が不十分。 海岸清掃の参加募集がある範囲に限られ、島全体の活動となっていない。 そのような情報を閲覧できる媒体の整備や周知がなされていない。 清掃内容や結果等が不明確なため、年間漂着量の推定や、効果的な回収方法の他地点への援用が困難。 持続的、効果的な清掃活動のために、いつ、どこで、誰が、どのように、どれくらい清掃したかなどの情報の共有が必要。 年間漂着量の推定、漂着量の経年変化の把握により、計画的な清掃活動の実施に繋がる重要な漂着ゴミ対策のデータとなる。
連携と協働の体制づくり	ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> 行政では海岸清掃活動に関する窓口が一本化されているとは言えず、島内の清掃活動を論議できる場がない。 さまざまな団体が独自に海岸清掃活動を実施しており、互いに協力できるような組織作りができていない。 個別に海岸清掃を実施しているのは効率が悪い。 全島のネットワークが整備され、機能すれば、他の活動への展開などを通じて、島の活性化にも繋がる。
清掃活動計画の立案		<ul style="list-style-type: none"> どのような観点から清掃する海岸が選定されているか、どの海岸から清掃活動を実施すれば良いか、不明確。 海岸の清掃順位が整備され、行動計画が示されれば、関係団体との協働も実施しやすくなる。 いつ清掃したら効果的なのが、不明確。
活動の支援	清掃用具の提供	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動を行う団体は、清掃活動に必要なゴミ袋・軍手を個々で用意 個人的な資金では活動の継続が困難。
	回収ゴミの処分	<ul style="list-style-type: none"> 回収した漂着ゴミは、市や県の援助なしでは処分が困難であり、海岸清掃活動を発展的に拡大できない。
	活動団体	<ul style="list-style-type: none"> 活動団体の運営資金が枯渇すれば、清掃活動が滞る。 繰り返し漂着するゴミの清掃を継続するには、連携と協働も必要であるが、精神的な支援も必要。
啓発普及活動		<ul style="list-style-type: none"> 対馬市やNPO等が普及啓発活動を実施しているが、活動範囲・回数が不十分、メニューやその作成ルールが不明確、年間計画が明らかではない。
処分方法		<ul style="list-style-type: none"> 島内処分、有効利用の検討が必要（経費削減、島内活性化等の観点）

1.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策に関する取組の現状と課題

1.3.1 国の取組

国は、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ（平成19年3月）」の中で、国際的な対応も含めた発生源対策を以下のように示している。

(1) 国内にける発生抑制の取組

国土交通省や農林水産省等では、以下のように漂流ゴミの回収対策を含む取組を実施している。

河川等に捨てられたゴミが、海域に流出することで漂流・漂着ゴミ問題の一因となっていることから、国土交通省では、従来から河川敷等において市民と連携した清掃活動、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動を行っている。また、河川管理者による日常的な監視による不法投棄の抑止・早期発見、河川の維持管理の中での治水上の支障となるゴミ回収の徹底、市民と連携した清掃活動の実施、回収活動状況のマップ作成等を通じた啓発普及に取り組んでいる。

港湾においては、国土交通省では航行船舶の輻輳する海域における船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海等（港湾区域、漁港区域を除く）において、海面に浮遊するゴミや油の回収を行っている。また、海洋短波レーダによって観測された流況を活用し、ゴミや油の集まる位置を予測する技術等の研究開発を推進している。

水産庁は、漂流・漂着物の発生源対策として、漁業系資材の漁網、発泡スチロール製のフロート及びプラスチック製品について、モデル地域を選定し、その処理費用の軽減方策及びリサイクル技術の開発・推進を図るとともに、被害拡大防止のため漁業活動中に回収された漂流物の処理費用に対する広域的な取り組みへの支援を行っている。また、漁場環境の悪化により、効用の低下している漁場の生産力の回復や水産資源の生息場の環境を改善することを目的として、堆積物の除去等を行っている。

国内において容器包装廃棄物の排出抑制を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。このため、経済産業省は、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、改正容器包装リサイクル法の施行に必要な調査等を行い、同法の適切な実施を進めている。

(2) 国際的な取組

環境省は、日中韓3カ国環境大臣会合等の政策対話や、日本、中国、韓国、ロシアによる海洋環境保全のための枠組みである「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」の海洋ゴミプロジェクトを通じ、関係各国に対し、様々な種類の漂流・漂着ゴミに対する協力を含め、引き続き協働して取り組むよう働きかけている。

外務省は、NOWPAP 海洋ゴミプロジェクトの一環として推進する周辺国と連携した清掃・人材育成キャンペーンを、我が国の主導により継続的に実施し、各国における地方公共団体・NGOをも巻き込んだ市民レベルの意識向上を図っている。

1.3.2 長崎県の取組

長崎県は、平成18年3月に「長崎県廃棄物処理計画 - ゴミゼロながさき推進計画 - 」を策定している。これは、ゴミのない資源循環型の長崎県『ゴミゼロながさき』に向けた取組の実現のために、

廃棄物の発生量の最小化
環境を考えた処理体系の構築
県民のゴミゼロ意識の確立

という3つの基本目標や具体的な数値目標を設定し、県民・事業者・行政が参加する「ゴミゼロながさき推進会議」を中心に循環型社会の形成に努める、とするものである。

このうち、に向けた取組の一つに「不適正処理対策」(第 章)を設定し、その中で「散乱ごみ、漂流・漂着ごみ対策」を取り上げている。その概要は表 1.3-1 のとおりであり、発生源対策として5項目を示している。

表 1.3-1 「長崎県廃棄物処理計画」における漂流・漂着ゴミ対策(抜粋)

<散乱ごみ、漂流・漂着ごみ対策>

1. 県民・事業者の取組

- (1) モラル向上、キャンペーン等への積極参加
- (2) 身近な環境美化

2. 行政の取組

- (1) 廃棄物に関する環境教育の推進
- (2) ボランティア団体等との協働
- (3) 漂流・漂着ごみ対策

- ・ 市町が実施する漂着ごみの撤去に要する経費への助成を行ないます。
- ・ 外国由来のごみが多く漂着することから、国に対して、処理体制の確立などを引き続き要望していきます。
- ・ さらに、県や市町などで構成する「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」を中心に具体的な対策を検討し、その対策については民間団体や住民、行政が連携して取り組みます。

注：「長崎県廃棄物処理計画 - ゴミゼロながさき推進計画」(長崎県、平成 18 年 3 月)より抜粋

また、長崎県漂流・漂着ごみ問題対策協議会が策定した「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」(平成 19 年 5 月、表 1.1-2 参照)においては、発生源対策として、啓発活動の強化、監視体制の強化を挙げている。このうち、前者においては、地域住民への積極的な啓発、漂流・漂着ゴミ対策に資する教育の推進、広域的な啓発活動の展開の3点を謳っている。

1.3.3 対馬市の取組

対馬市における漂流・漂着ゴミ対策の啓発活動としては、上記「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」(平成 19 年 5 月、表 1.1-2 参照)の中で、韓国の釜山外語大学校と九州周辺大学・地域との合同海岸清掃活動による交流と啓発(図 1.1-2 参照)、イベント等を通じた現状の周知などが示されている(前者については、平成 15 年から継続して実施されている)。

このほか、対馬市は、平成 16 年(2004 年)10 月に NPO 法人 JEAN/クリーンアップ全国事務局等 3 団体が主催する「第 2 回海ゴミサミット つしま会議」を共催し、海ゴミの現状と問題点について訴えると共に、具体的な対応策等を検討している(図 1.3-1)。

注：「海ゴミサミット つしま会議」の情報：

www.city.tsushima.nagasaki.jp/live/kouhou/images/200411/200411_02.pdf

1.3.4 地域の取組

NPO 等による清掃活動そのものについても、地域住民への啓発活動に繋がる活動であると考えられ、学校等への清掃活動の呼びかけばかりではなく、活動に参加した教育機関に漂着ゴミ問題をはじめとした環境教育も実施し始めている。また、地元でシーカヤックによるエコツーリズム活動を実施してきた団体では、ツアーの一環として海岸清掃活動も実施しており、漂着ゴミの実態に関する啓発活動を実施していることになっていると考えられる。

なお、漂着ゴミの発生源対策としての活動に関しては、ある程度の規模以上の海岸清掃活動自体が緒に付いてきた状態であり、これら活動を通じて、並行して実施していくべきと考えられる。

漂着ゴミから地球環境を考える

日韓両国から
150人が参加

～島ゴミサミット・つしま会議を開催～

漂着ゴミは、対馬をはじめ日本海沿岸の島や海岸に流れ着き、その処理費用が自治体にとって新たな負担になっています。漂着ゴミはその多くがプラスチック製品であるため、海岸線の景観を損なうだけでなく、漁業資源、自然環境に与える悪影響が心配されています。また、離島では、処理施設が無く本土への運搬費用が必要のため、厳しい財政事情の中、収集しても処理できないなど特有の問題も発生しています。

この漂着ゴミ問題に対し、具体的な対応策を探ろうと10月9日、10日の両日、JEAN/クリーンアップ全国事務局などNGO3団体の主催、対馬市の共催、環境省、国土交通省等の後援により、厳原町で「島ゴミサミット・つしま会議」が開催されました。

※島ゴミサミットとは

漂着ゴミを国レベルで取りくむべき地球環境問題の一つとして、平成15年8月に山形県酒田市の離島「飛島」で「離島ゴミサミット・とびしま会議」を開催したのがはじまり。「つしま会議」は2回目で、来年度は島根県隠岐の島町で開催されます。



今回のつしま会議を主催した3団体

■JEAN/クリーンアップ全国事務局

(Japan Environmental Action Networkの略) 海のゴミ問題解決のため活動している非政府組織。今回の島ゴミサミット・つしま会議の主催者。

■特定非営利活動法人 パートナーシップオフィス

山形県酒田市のNPO法人。昨年のとびしま会議を主催し、今回のつしま会議においても、JEANとともに企画、準備段階からたずさわる。

■日韓市民スクエア

今回のつしま会議では、釜山外国語大学を始め韓国側からも約20名が参加しました。韓国側との連絡調整、講演の通訳などを担当した市民団体。

9日の会議では、対馬市上東支所環境衛生班の平山哲正課長補佐が「対馬市における海岸ゴミへの対応」と題し、昨年からは実施している日韓両国のボランティアによる海岸清掃について説明しました。上東支所では、今年5月29日から30日の両日清掃活動を行い、510mの漂着ゴミを回収し、約300万円の処理費用を負担しました。



漂着ゴミの状況 (上東町)

北海道大学の小城春雄名誉教授による基調講演「プラスチック廃棄物による海洋汚染～離島から見える地球環境の未来～」では、今の私たちの生活に欠かせないプラスチック製品が、廃棄物となり膨大な量が適切に処理されることがなく、世界中の海に蓄積されている現状説明やプラスチックの使用を必要最小限にするため「非使用」、「制限の使用」、「海洋汚染対策に適した行政システム及び研究システムの構築」などの10項目の提言がされました。

また、漂着ゴミの回収や調査研究に取り組んでいる日韓両国11の団体と個人が、それぞれの立場から現状説明と問題提起を行い、最後に国土交通省総合政策局技術調査官の中島威夫氏が「『美しい国づくり』に向けて」と題した講演で、昨年7月に公表された「美しい国づくり大綱」について説明して、この日の日程を終えました。

10日は、前日の講演や問題提起を通じて、国（省庁）、韓国、研究者、地域の4つの立場に分かれてのシンポジウムが行われ、漂着ゴミ問題の解決に向けた連携方策について話し合われ、地元漁業者の代表からは、「漂着ゴミは漁業者に重い負担になっている、一刻も早い解決策を」という要望が出されました。

最後に、対馬市から漂着ゴミ問題に対するメッセージが読み上げられ、シンポジウムを終了、午後からは、豊玉町志多浦のミウ田浜へ移動し、地元住民40名ほどと一緒に、海岸に散乱する漁網やポリ容器、発泡スチロールなど2トントラック20台分を回収して、全日程を終えました。

ゴミ回収の状況



海洋ゴミはなぜ問題か

海のゴミはその所在により、大きく3つの種類に分類されます。一つは対馬の海岸線、特に西側では、見慣れた光景である海岸への漂着ゴミ。発泡スチロールやペットボトルなどは、海岸だけでなく、風で山腹にまで吹き上げられ、場所によっては1～2mほど堆積しているケースもあります。これらのゴミは対馬の貴重な観光資源である景観を台無しにするだけでなく、いくら収集しても次々にやってくるため、その処理に多額の税金が投入されています。

二つ目は、海を漂う漂流ゴミ。鳥がゴミの魚網にからまったり、海がめがビニール袋を誤飲するなど生態系や漁業資源への影響が深刻な問題となっています。

三つ目は、海底に堆積しているゴミ、特にプラスチック製品のかけらは分解されずに残り、回収することも困難です。また、最近になって、これらのプラスチックからは、環境ホルモンと呼ばれる化学物質が溶け出す可能性が指摘されています。

このように、いまや日本海全体が「巨大なゴミ箱」といっても過言ではないほど、ゴミであるふています。対馬の海岸に流れ着いたゴミは、全体のごく一部なのかもしれません。

つしま会議を終え、対馬市に期待されること

島ゴミサミットは無事に終了し、出席された省庁関係者にも現状を見てもらうことで、十分な成果が上がったと思われます。

しかし、海洋ゴミが目に見える海岸から日の当たらない海底（極端な例ですが1991年、水深6000mの日本海溝でマネキン（人形）の頭部が発見され話題になりました）にまで及んでいるように、問題はますます深刻になり、自治体、住民にかかる負担が増大するのは明らかです。海洋ゴミの発生原因は複数の国にまたがり複雑に絡みあっており、これを解きほぐすことは容易ではありません。

このような現状に対し、自治体、NGO、漁業者など様々な団体が個別に取り組んでいますが、これをまとめて、多様な関係者の協議の場を設置し、より効果的な解決策を見出すことが求められています。対馬市は、韓国と海を隔てわずか50kmの距離にあり、市民間の交流も盛んに行われています。今後、漂着ゴミ問題に対する法整備を働きかけていく上で、対馬市は絶好の位置にあります。漂着ゴミにかかわる自治体、研究者、漁業者、NGOと連携し、リーダーシップをとることが求められています。

図 1.3-1 「島ゴミサミット つしま会議」概要

2. 長崎県対馬市地域における今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性

漂着ゴミ問題の解決には、その発生源において排出抑制を図ることが最も重要であるが、現実的には当面の対策として繰り返し襲来する漂着ゴミを清掃し、海岸環境を継続的に清潔に保全することも重要である。前節で示したとおり、長崎県対馬地域では、これまで行政のほか、漁業者、ボランティア、一般市民等の努力により、年1～数回の海岸清掃活動が実施されている。しかし、さまざまな団体や活動が一体的に実施されている訳ではなく、発生抑制体制も含めて、まだまだ万全になされているとは言い難い状況と考えられる。逆に、海岸清掃体制作りに関する諸条件が見え始めてきたということもでき、これら活動を互いに協力して実施することにより、更に効果的な発生抑制対策や海岸清掃活動が実施できるものと考えられる。以下、発生抑制対策を含む今後の海岸清掃活動の体制作りを念頭（2.1節で記載）に、より建設的で、機能的な海岸清掃活動（同2.2節）及び発生源対策（同2.3節）のあり方を整理した。

2.1 相互協力が可能な体制作りの方向性

2.1.1 関係省庁会議とりまとめにおける体制作りの方向性

漂流・漂着ゴミ問題に対する我が国の方針と当面の施策として、平成19年3月に策定された「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」においては、漂流・漂着ゴミの処理等に係る国、都道府県、市町村等の役割について、次のように記載されている。

我が国における、漂流・漂着ゴミの処理等に関連する現行法制度としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）海岸法、港湾法等がある。

現行法では、海岸に漂着したゴミについて、土地又は建物の占有者がその土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない（廃掃法第5条第1項）と定められ、「占有者がいない場合には、管理者とする」（同項）との規定に基づき、海岸管理者が土地の清潔保持について努力義務を負う。一方、海岸管理は、都道府県等の海岸管理者が行うものとされている（海岸法第5条など）。

海岸管理のうち、海岸保全施設に関する工事に係る事務以外の事務は自治事務と整理される（同法第40条の4）ことから、基本的にどの程度の清潔保持を行うかの判断は各海岸管理者の裁量に委ねられている。また、「海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化については、地域住民やボランティア等の協力を得ながら進めるとともに、参加しやすい仕組み作りに努める。」（同法第2条の2に基づく海岸保全基本方針）と示されている。

漂着ゴミについては、海岸等公物管理者が発生者ではないものの、公物管理上、清潔の保持に努めなければならない、それぞれの公物管理者が、漂流・漂着ゴミの対応に関する義務を負う。公物管理を定めた個別法において、自治事務と整理された事務については、各地方公共団体が自らの裁量に基づいて事務を遂行する責務を負うこととされている。

しかしながら、実態的には、公物管理者だけでは対応しきれない質及び量のゴミが漂着した場合に、公物管理者である都道府県からの要請や、地域の生活環境保全上看過できない状況に鑑み、一般廃棄物の処理について統括的責任を有する市町村（廃棄物担当部局）が漂着ゴミの処理を行わざるを得ない場合があり、さらに、それでもなお処理しきれない場合がある。

また、都道府県の中には、市町村に対して漂流・漂着ゴミの処理等に関する補助を行っているものもあるが、対策が不足している場合がある。

こうしたことから、漂流・漂着ゴミの処理等に係る問題について、真に現場の求める解決に向けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効である。その上で、実際に処理にあたる現場の地方公共団体が混乱しないよう、漂流・漂着ゴミの処理等の円滑な実施に向け、今後も更に検討を深めることが必要である。

上記関係省庁会議においては、ゴシック体で示したように、「関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進することが当面の施策としては最も有効」とされており、対馬においてもこれに準じて体制づくりを検討することが望ましいものと考えられる。

この体制作りにあたって、各主体の役割分担については、一般的には表 2.1-1 のようなものが考えられ、以下ではこれも参考に相互協力が可能な体制作りを検討することとした。

表 2.1-1 漂着ゴミ対策における関係機関・団体の役割分担の一案

<p>1. 国</p> <ul style="list-style-type: none">・「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」を踏まえた施策の実施・補助事業の執行・廃棄物の発生抑制に関する普及啓発・河川における取組の推進・海上における取り締まり、大規模漂着状況の原因調査 <p>2. 都道府県</p> <p>(1) 海岸管理部局</p> <ul style="list-style-type: none">・管理する海岸の清潔の保持・海岸清掃計画等の策定・関係者との連絡調整（協議会等の設置）・地域住民等による自主的な海岸清掃の支援・海岸清掃のために必要な財政的措置、物的・人的資源の確保・国の補助事業の活用 <p>(2) 廃棄物・環境部局</p> <ul style="list-style-type: none">・廃棄物の適正処理の指導・助言（主に処理困難物）・廃棄物の発生抑制に関する普及啓発 <p>3. 市町村</p> <ul style="list-style-type: none">・地域内における関係者との連絡調整・地域住民等による自主的な海岸清掃の支援・一般廃棄物の適正処理を確保するための方策（公共ゴミ処理施設での処理、許可制度や再生利用制度、民間委託等）及び指導・助言・地域内における廃棄物の発生抑制に関する普及啓発・国や都道府県の補助事業の活用 <p>4. 事業者</p> <ul style="list-style-type: none">・自ら排出する廃棄物の適正処理・環境負荷の低い製品やサービスの提供・海岸清掃への参加・協力・支援 <p>5. 地域住民</p> <ul style="list-style-type: none">・海岸清掃への参加・協力・ポイ捨てしない等のマナーやモラルの徹底・もったいないや3Rによるエコライフスタイルの実践 <p>6. 自治会やNPO等の民間団体</p> <ul style="list-style-type: none">・自主的な海岸清掃、普及啓発の実施・行政による海岸管理事業との連携・協働 <p>7. 教育・研究機関</p> <ul style="list-style-type: none">・環境教育の推進・環境教育ツールとしての海岸清掃の活用・専門的情報の提供
--

2.1.2 対馬市地域における相互協力が可能な体制作りの方向性

長崎県は、「五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画」(平成16年3月)において、「海岸の保全に関する基本理念」と共に、「海岸保全に関する基本的な事項」の中で「海岸環境の整備及び保全に関する事項」の一つに「海岸環境保全活動」を挙げている。その中では、以下のように“ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める”旨を示している。また、「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」(表1.1-2)、「ゴミゼロながさき推進計画」(表1.3-1)においても、NPO・NGO団体等との連携・協働を謳っている。

【基本理念】(第 章・海岸保全に関する基本理念より)

『テーマ』～四方の海から人々を守り 親しみのある西海の海岸づくり～

- 人々の生命と生活を守る海岸の整備
- 豊かな自然環境と共生する海岸の保全と整備
- 憩い・交流の場としての海岸の実現

【海岸環境保全活動】(第 章・海岸保全に関する基本的な事項より)

景観を著しく損なう漂着・放置ゴミの問題に対して、県としては、長崎県長期総合計画、長崎県環境基本計画、長崎県廃棄物処理計画等に基づく対策を推進する。また、海岸管理者としては、地域住民の参加を促し、ボランティア団体等との連携を図りながら海岸環境の保全に努める。

「五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画～交流と漁火の「しま」～」(長崎県、平成16年3月)(P.2: 章基本理念、P.34: 海岸環境保全活動より抜粋)

前述の「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」及び上記長崎県の取組等を受けて、関係者間の相互協力が可能な体制作りを推進するため、本モデル調査においては、各地域に県、市町村、関係団体、NPO/NGO、地域住民等により構成される地域検討会を設置し、意見交換や必要な調整をしつつ、今後の漂流・漂着ゴミ対策のあり方の方向性を検討した。本節では、長崎県での地域検討会での論議や既存資料を参考に、対馬において相互協力が可能な体制作りの方向性を整理した。

ただし、相互協力が可能な体制作りに関する情報が乏しい状態から望ましい海岸清掃体制を検討することは効率的ではない。そこで、対馬市における相互協力に関する施策等を把握し、次に進歩的な漂着ゴミ対策の先進事例の中から、対馬の実情に照らして実現の可能性のある事例を抽出し、対馬を取り巻く環境に合わせた体制作りを整理することが適切と考え、以下の情報を踏まえて検討を行なった。

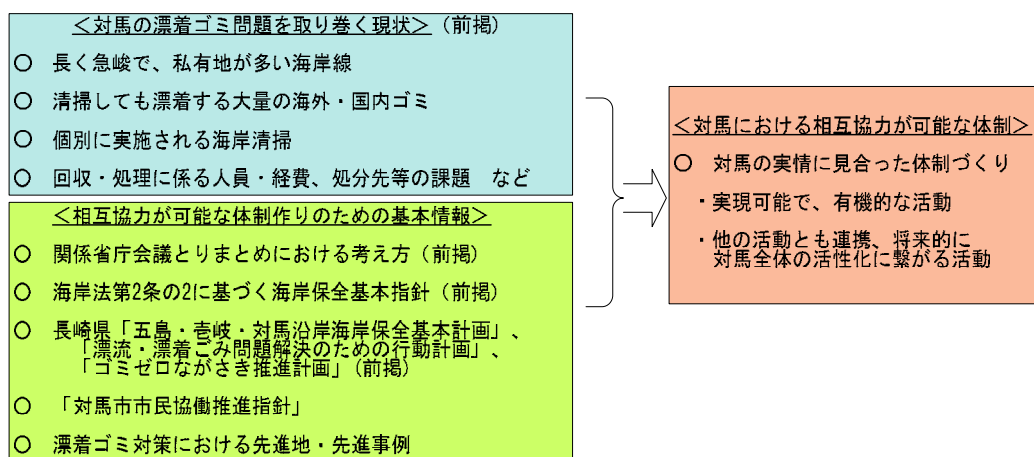


図 2.1-1 対馬における海岸清掃体制作りに関する考え方

(1) 対馬市における相互協力の考え方

前述のとおり、対馬市においては、NPO や漁業協同組合を中心とした地域住民等の努力により、漂着ゴミの回収が継続的に行われている。しかし、漂着ゴミの処理費用等の課題も残されているため、今後はこの地域検討会を関係者との連絡調整等を担う協議会等へ発展させ、関係者間の連携や役割分担、適正な漂流・漂着ゴミの回収・処理方法、発生源対策等の対策のあり方を検討・実行に移していくことが望ましいと考えられる。その際には、本モデル調査によって得られた各種の技術的知見等を積極的に活用していくことが期待される。

一方、対馬市においては、「対馬市市民協働推進指針」及び「市民協働（共働）推進アクションプラン」が作成されており、対馬における海岸清掃に関する体制作りの取組のあり方を検討するには、これが参考となると考えられる。このアクションプランは、対馬市役所（政策部政策企画課）が平成 19 年度から開いた「市民協働推進指針策定委員会」や「市民協働と地域づくりセミナー」を通じて、平成 20 年度に示されたものである（表 2.1-2）。

表 2.1-2 に示した概要によれば、このアクションプランの視点は、前記関係省庁会議とりまとめで示された“相互協力が可能な体制作り”の視点に合致するほか、前節で示した漂着ゴミ問題に関する課題への対応案としても一致している事項を多々含んでいると考えられる。

そのため、対馬市における海岸清掃活動並びに漂着ゴミ問題に関する“協働”は、対馬市の協働指針やアクションプランに準じた形式で進めることが長崎県・対馬市の施策及び関係省庁会議取りまとめでの方向性とも一致しており、これを基本とすることが今後の展開を図る上でも合理的であると考えられる。

一方、対馬市の政策部政策企画課では、「木質バイオマス等未利用エネルギー資源の活用を目指す新エネルギー開発検討事業」を実施しており、漂着ゴミのうち量的に多い流木・灌木・木材等の処理もこれに含めて検討するなどの連携が行われると効果的である。このように、行政の活動を効果的に実施するためにも、表 2.1-2 に示すように、漂着ゴミ問題に関する窓口を一本化して情報を集約するなどの方策が必要と考えられる。

なお、このアクションプランに関する推進指針(*)においては、“共働”の考え方として、「自助」「共助」「公助」という関係者の協力度合いに応じた取組方の概念が示されている。その概略は、次のとおりである。まずは、個人が身の回りでできることを「自助」で実施する。より広い範囲や労力に応じて個人から家族、家族から隣近所、更には自治会の活動等へと協力度合いが増す取組として、互いに助け合って取り組む「共助」へと発展する。更に地域の共働でも困難な状況が生じた場合は、行政の協力である「公助」による支援を行って、各主体がそれぞれ手を結んで協働する、という考え方である。これについては後節で詳しく触れることとし、以下の検討にも適用することとした。

*：対馬市市民協働推進指針「概要版」による。

http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf

表 2.1-2 「平成 20 年度市民協働（共働）推進アクションプラン」（対馬市の HP より抜粋）

施策	項目	アクションプラン内容
協働（共働） 意識の向上	多様な機会を利用した啓発	自治会・地域で説明会実施
		市民活動団体等で説明会実施
		HP、広報誌に市民活動推進指針を掲載・啓発
	学習会等の開催	学習会・研修会・ワークショップ等
職員の意識向上	職員の意識向上	職員用マニュアル作成
		協働窓口担当者の配置
		職員研修の実施
		職員の市民活動団体への参加促進
情報の共有	市民団体の情報収集、HP等を利用した活動情報等の公開	広報「つしま」の利用による活動紹介
		HPに市民団体・活動内容を掲載
		対馬市有線テレビを利用し市民活動の内容紹介・参加への呼びかけ
	市民団体の連絡調整の場の設置	市民活動コミュニティ連絡調整会議の開催
多様な手段による情報交換	市民の声、市長との意見交換、パブリックコメント等の行政への反映方法の仕組みを検討	
市民活動の活性化	市民活動コミュニティの交流によるネットワーク化の推進	市民活動コミュニティ連絡調整会議の開催（再掲）
	市民活動コミュニティ組織の立ち上げ支援	市民活動コミュニティ組織の立ち上げの支援 初期資金に対する支援の検討
	市民団体に関する情報の提供	定期的な情報提供 市内のイベント情報の集約化
	市民団体に対する支援体制の強化	支援・助成制度の情報提供（HPに掲載）
	地域マネジメント制度導入の検討、実施	コミュニティの再生と育成強化のため、担当職員への研修、早期取組の実施
	活動場所（コミュニティサロンの設置、資材提供の支援	コミュニティサロンの設置（地区の公共館等の利用） 資材などの提供支援
	協働に関する総合インフォメーション窓口の設置	総合インフォメーション窓口の設置
協働（共働）に関する仕組み作り	職員用のマニュアルの作成（再掲）	協働に係る経費負担に関するルール（指定管理者制度等）
協働（共働）の進捗管理	指針に基づく「アクションプラン」の策定	20年度の市民及び市が行う「アクションプラン」を策定
	協働推進本部を設置	庁内の連絡体制や重要事項決定のための協働推進本部の設置
	協働の推進状況の公表	広報「つしま」の利用（毎年度）

注：「平成20年度 市民協働（共同）推進アクションプラン」（長崎県対馬市）より作成。

着色部は漂着ゴミ問題に関わる課題と合致する事項を示し、赤字は特に直接関わる事項を示す。
HP：ホームページの略称。

(2) 漂着ゴミ問題対策における相互協力の先進事例

既存資料等より収集した漂着ゴミに関する発生抑制対策を含む海岸清掃体制（回収・処理の取組）事例の中から、先進的かつ代表的な取組を以下に整理して示した。これら体制については、概略として、個別海岸（地先海岸）での取組、ある範囲の地域での取組及び地域全体における取組に分けられる（これらは、それぞれ対馬市の協働推進指針における「自助」、「共助」、「公助」に相当すると考えられる）。ここでは、個別海岸や一定地域を対象とした取組、及び比較的広い地域を対象とした全体的な取組に分けて示した。

a. 個別海岸や一定地域を対象とした取組

本業務における福井県のモデル調査海岸である福井県坂井市の自治会の取組内容を表 2.1-3 に示した。このような取組に関しては、対馬においても既に定期的な清掃活動を自主的に実施している地域もあるが、このような定期的な活動を官民挙げて実施できるような体制づくりが重要と考える。

また、これと同種の地元自治会による定期的な海岸清掃の取組については、同じ長崎県の離島である五島列島においても実施されている。これら取組を参考とし、地先の海岸を地元住民で定期的に清掃する取組（共助）を、対馬島内で普及していく枠組み作り（共助の拡大）が重要である。また、それを対馬市あるいは長崎県が支援していくこと（公助）が海岸清掃活動の体制づくりには有効と考えられる。

また、これら各組織の活動情報を整理して、相互の活動が連携できるようにすることも公助としての行政の重要な作業と考えられる。

一方、石垣市では、ボランティア清掃活動を支援するためにポイントクリーニングという事業を行い、その事業の対象範囲や支援の内容等（表 2.1-4）を定め、成果を得ている。

表 2.1-3 個別地区で取組事例：福井県坂井市安島自治会における海岸清掃活動の概要

<p>1. 清掃活動のあらまし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約 360 世帯からなる安島自治会は 11 班で組織され、各班の班長が自治会の委員となる。 ・ 昭和 50 年代から自治会の活動として、総人足(各世帯から一人の参加)による年 2 回(4・9 月)の海岸清掃活動を実施している。清掃対象の海岸線長は約 750m である。 ・ 海岸の他に道路の清掃(6・8・11 月)、草刈り(7 月)も実施している。 ・ 4 月に海岸清掃を実施する理由は、例年 4 月 20 日に実施される祭の前に地区を清掃するためである。また 5 月はワカメ漁のため、人員の確保が難しいこともその理由の一つである。 <p>2. 清掃活動の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会の委員会において、毎年 12 月に次年度の清掃計画(実施月の決定)を策定する。 ・ 清掃実施月の第一金曜日に開催される委員会において、清掃実施日を決定する。また、漂着ゴミ量を勘案して、各班の清掃範囲を決める。 ・ 各戸に日程、清掃範囲を回覧する。清掃への参加・不参加は班長に連絡する。 ・ 清掃は 06:30 から 2 時間程度行う。早朝に行く理由は、東尋坊における観光業従事者への配慮という側面もある。雨天時には順延する(中止しない)。毎回約 300 人が参加している。 ・ 自治会活動保険(年契約)に加入し、清掃活動時のケガ等に備えている。 ・ ゴミ袋等、清掃にかかる費用は自治会費から支出している。 <p>3. 清掃活動におけるゴミの分別、搬出等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミの分類は坂井市のゴミの分類に従っている。人力では搬出できないような大きな流木等を除いて、ほぼ全ての漂着ゴミを回収する。 ・ 清掃活動への参加者の年齢は 50～70 歳代が多く、男性より女性が多い。 ・ 住民が清掃活動に慣れているため、漂着ゴミの回収・分別・搬出は非常にスムーズである。ただし、回収時のケガなどには特に注意している。 ・ 回収に必要な機材(軽トラック、小型船舶、チェーンソー等)は、必要に応じて所有者から提供を受けている。 ・ 回収したゴミは、坂井市に合併する前の旧三国町では清掃日に回収車で処理しているが、坂井市となってからは生活ゴミのルートに乗せるように指導されている。そのためには「ゴミステーション」まで運搬する必要があり、それが新たな負担となっている。

表 2.1-4 沖縄県石垣市のポイントクリーニング事業の概要

<p>1. 清掃場所の範囲 海岸、幹線道路、公園などの公共の場所。 拝所、御願、公民館など特定の管理者がいる場所や、家の回りは対象外とする。</p> <p>2. 石垣市の支援内容 ボランティア用ゴミ袋の提供 清掃用手袋の提供 ボランティア名入りのカンバンの設置(定期的に清掃している場合) ごみの回収(平日回収)</p> <p>3. 表彰など 長期間に亘り定期的に清掃を行った団体または個人は廃棄物関連の国、県の表彰制度に推薦する。また、定期的ではなく 1 度限りの団体でもその功労を称えるため、市の広報に団体名を掲載する。</p> <p>4. 支援の依頼 生活環境課に用意してある申込書に清掃日時、団体名や氏名、清掃場所などを記入し申込む。申込時にごみ袋や手袋を受け取る。 (http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/120000/120400/Garbage/tai-fuu-typhoon.htm より)</p>
--

b. 比較的広い地域を対象とした全体的な取組

ここでは、漂着ゴミ問題対策に関わる先進事例である「クリーン・ビーチいしかわ」、「美しいやまがたの海プラットフォーム」及び「さぬき瀬戸パートナーシップ」の活動を取り上げ、その概要を示した。

これら取組は、官民を挙げた海岸清掃体制であり、対馬市の協働推進指針で示す「自助」「共助」「公助」を含む取組である。将来的にはこれら取組を援用し、対馬全体あるいは長崎県全体への取組に展開することが理想的と考えられる。

(a) 「クリーン・ビーチいしかわ」

石川県の羽咋市周辺の清掃活動に関しては、従来から羽咋市の市民憲章に基づいて地域住民による定期的な海岸清掃が行われていた。これを、他の地域の同様な活動とともに、「クリーン・ビーチいしかわ」として、全県レベルの清掃活動に統合されたものである。

羽咋市では、4月と7月に定常的（年中行事的）に市民運動として、すでに30年にわたって清掃活動を行っており、多くの地域住民がゴミの回収に参加している。ゴミ袋は「クリーン・ビーチいしかわ」が配布し、回収された漂着ゴミの収集・運搬・処分費は各市町村が負担している。また、最近では、これらの定期的な活動とは別の不定期清掃活動（特に町会・漁協・生徒・サーファーによる）も行われ始めている（表 2.1-5）。

表 2.1-5 漂着ゴミ対策の先進事例：「クリーン・ビーチいしかわ」

クリーン・ビーチいしかわの活動（活動概要、活動状況）	
1.活動概要	<p>実行委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名誉会長（県知事） 顧問（議会議長、市長会長、市議会議長会長など） 会長（エフエム石川社長） 実行委員（各市町長など）からなる実行委員会が設置されている。 ・目的：以下を目標とする。 <ul style="list-style-type: none"> 美しい石川の渚を取り戻し、白砂青松を蘇らせる基盤づくり 野鳥や海の生きものを残酷な被害から守る海の環境・ルールづくり 沿岸漁業資源の回復に良好な豊かな海づくり 森林、河川を守る基盤づくり ・事業：次の事業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> クリーン・ビーチ活動の企画、諸機関との連絡・調整及び推進に関すること。 活動を広く県民に周知し、参加を呼びかけ、実践を通して環境保全と市民のモラル向上に寄与すること。 今後の活動の進展に必要な提言をすること。 ・事務局をエフエム石川内に置く。 <p>幹事会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町での窓口となる部課の長、国土交通省 北陸地方整備局 金沢河川国道事務所海岸課長、県関連部課の長、エフエム石川などからなる幹事会が設置されている。 ・活動規約の前文には、「石川県下の海岸線 583km を舞台に繰り広げられる清掃活動「クリーン・ビーチいしかわ」に協調、クリーン・ビーチいしかわ実行委員会のもと、全市町村が一体となって、または市民運動をあと押しして、渚（なぎさ）の一斉清掃、川筋の清掃等を実施し、海岸及び自然環境の保全と地域の美化に資する。」とある。
1.1 清掃活動の基本原則	<ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃活動の範囲は、それぞれの市町村または市民団体などが決めた海岸、河川、湖沼とし、運動に呼応する人たちの動員のもとにボランティア活動として実施する。 (2) 清掃活動の実施日は、活動計画に基づくことを原則とし、天候・海況などにより、当日実施困難な場合は、中止や予備日を設けるなど地域ごとに対応する。 (3) 清掃活動の内容は、海岸や河川、湖沼の漂着物、廃棄物の回収作業とし、回収された廃棄物などは可燃物と不燃物に分別し、実行委員（市町村長）の指示のもとに処理を行う。 (4) 清掃活動のための資材は、県、県漁業協同組合連合会と実行委員会事務局（以下「事務局」という）が協力して管理し、調達、保管、配布のための連絡などにあたる。 (5) 清掃活動によって生じた諸問題については、事務局が整理して報告書にまとめる。
1.2 清掃活動の地域別活動計画	<ol style="list-style-type: none"> (1) 清掃活動は、実行委員（市町村長）の指揮のもとに、幹事がリーダーとなって効率的に実施する。この際、幹事はあらかじめ地域内の協議を経て事務局あてに行動計画書（別紙）を提出する。提出期限は、実施日の10日前までとする。 (2) 清掃活動を円滑に実施するため、地域ごとに実行委員（市町村長）を中心として企画調整、動員計画、回収、分別処理、記録などの組織を編成し、責任体制を明確にする。 (3) セレモニーやイベントの実施、集合場所の決定にあたっては、実行委員（市町村長）が必要に応じて漁業協同組合、関係機関、参加団体、事務局などと協議する。 (4) 清掃活動に必要な軍手、こみ袋などは、行動計画書に基づき県が市町村へ連絡、市町村は実施の3日前までに受領する。 (5) 清掃活動終了後は、幹事が活動結果を報告書にまとめて事務局に提出する。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資金は、県と各市町の助成金、事業所の協賛金である。 ・清掃活動の支援は、ゴミ袋の配布と、ラジオ放送で実施日時、場所等を事前告知し、参加を呼びかけている。 ・活動報告は、毎年次ごとに、30ページ程度の冊子にまとめられ、公表・配布されている。
2.活動状況（省略）	<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況については、年次ごとに発行されている。平成19年度では100件以上、12万人が参加している。

(b) 「美しいやまがたの海プラットフォーム」

山形県では、平成 20 年度に「美しいやまがたの海推進事業」による関係者間の協議・情報共有の場となる「美しいやまがたの海プラットフォーム」を設立させ、取組の推進を図ることとしている。このプラットフォームは平成 20 年 7 月 31 日、行政（国、県、市町）のほか大学、NPO、企業・事業所団体など 20 団体によって発足し、海岸の一斉清掃を実施するとともに、モニタリング活動やニュースレターの発行など漂着ゴミに関する連携を強めていくものである。

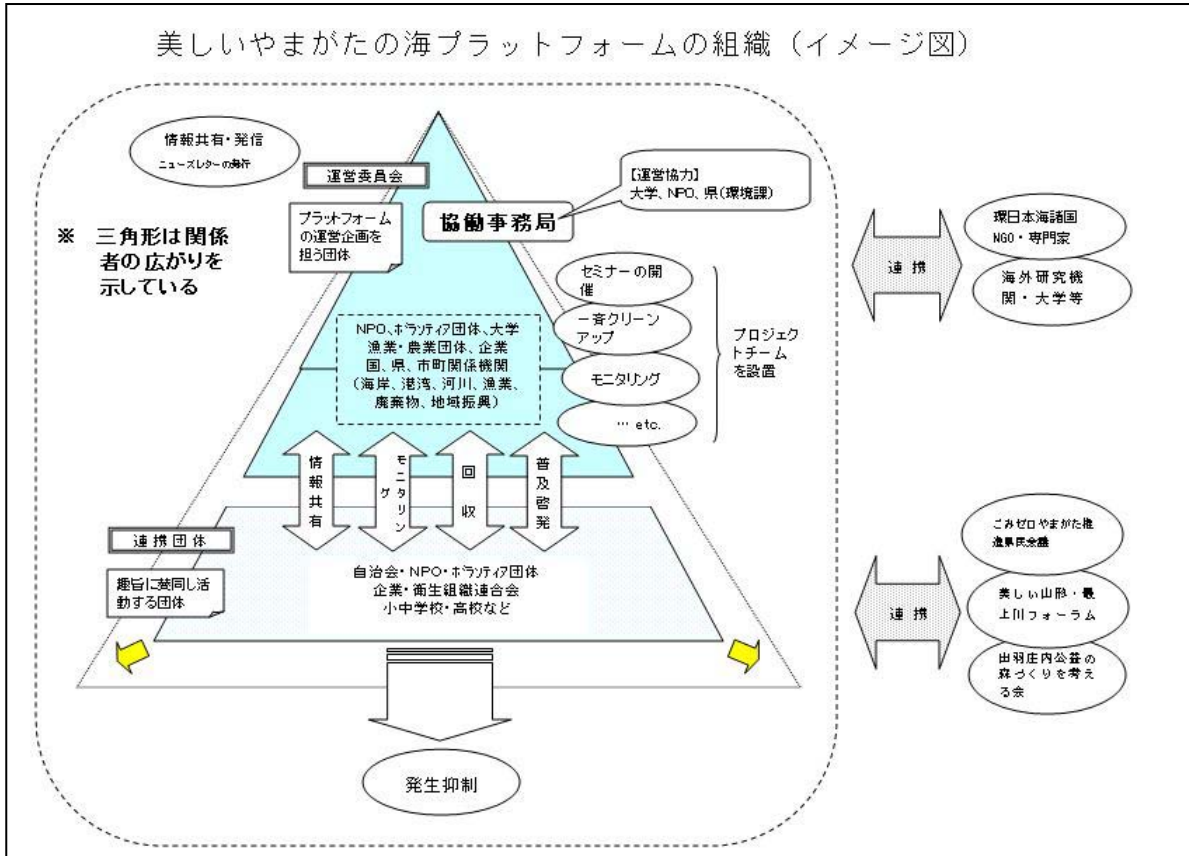


図 2.1-2 「美しいやまがたの海プラットフォーム」の取組の事例

(注：山形県庄内総合支庁からの提供資料による)

(c) 「さぬき瀬戸パートナーシップ」

海岸管理者による機能・環境保全業務の一環としての清掃事業と市民ボランティア等によるクリーンアップの活動の統合的なアプローチとして、県・市町村・ボランティア団体がパートナーシップの協定を組み、広域的・経年的にかつ相当程度の規模をもって清掃活動に取り組むという枠組みの構築を行っている事例の一つである。その内容は、以下のようになっている（他に、広島県の「せとうち海援隊」なども同様な事例である）。

- ・ 県の認定を受けた団体や企業が清掃活動や調査を実施して県に報告する。
- ・ 県は団体の認定、用具調達、保険加入などの支援を行うとともに、活動・調査結果を取りまとめ公表する。
- ・ 地元関係市町村がゴミの処分などに協力する。

おおむね、全県一斉清掃のような広域的な取組の場合には、美化意識の向上等の普及啓

発に重点がおかれ、クリーンアップ以外の環境関連イベントや環境教育活動とタイアップして行われていることが多い。必然的に、自治体による関与（回収処分の支援や結果のとりまとめ、参加者募集の広報）の度合いも高く、枠組みの構築自体は行政主導と言えるものが多い。

一方、個別の地域ごとに行われる住民や事業者団体等による清掃活動は、文字どおり当該地域の美化そのものが目的であり、自治体による関与の度合いは低く、多くの場合は用具の提供等のほか、市町村による処分の受け入れが自治体の関与のほぼ中核となっている。

平成 14 年度から実施され、平成 17 年度には 31 団体、延べ 6,938 人が活動に参加している。なお、河川ゴミについても、同内容の事業（リフレッシュ香の川パートナーシップ事業）が実施されている。（以上、香川県環境白書（平成 18 年度版）より引用）

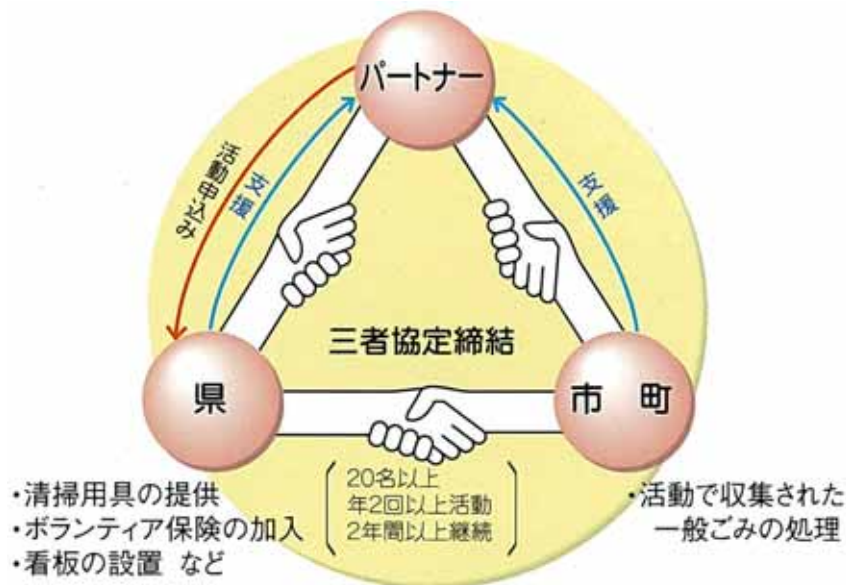


図 2.1-3 「さぬき瀬戸パートナーシップ」の体制イメージ

(3) 望ましい体制作りのあり方の方向性

上記先進事例において、海岸清掃活動における行政と住民との協働、相互協力が可能な海岸清掃体制に関して共通すると考えられた点は以下のとおりである。対馬における相互協力が可能な体制作りに当たっては、このような視点を考慮する必要がある。

- ・ 漂着ゴミの回収には、住民のボランティア精神に基づく協力が不可欠である。
- ・ 行政は、このボランティアによる海岸清掃活動を支援し、用具の提供や回収ゴミの処理を行うなどの支援・役割分担を行うことが円滑な海岸清掃に繋がっている。
- ・ 行政は、住民やボランティア団体等と互いに協力し、情報を共有しあって、良好な関係を築くことが重要である。
- ・ そのための連絡調整のネットワークやこれを統合化する組織が必要である。

また、上記漂着ゴミの海岸清掃体制（回収・処理の取組）を含む各地での取組については、次の 3 種類に大別することができると思われる。

- 海岸管理者による機能・環境保全業務の一環としての清掃事業
- 市民ボランティア等によるクリーンアップ活動やイベント
- 両者の統合型アプローチ

対馬の海岸のうち、その約 4 割強が海岸管理者の所管する海岸に相当する。これら海岸

線については、上記での対応が可能と考える。また、の活動も実施され始めているが、個別に活動しているために連携が不十分なことや、行政も含め情報交換の場がないこと、またボランティア団体においては清掃資材や回収したゴミの処理に関する費用・処分方法等に課題が残されている。

これらの状況から考えると、既に住民とNPOが清掃活動を実施し始めている対馬においては、行政と住民等が連携・協働して実施するの海岸清掃体制の構築が適切と考えられる。

2.2 対馬市地域における海岸清掃体制のあり方の方向性

前節での整理結果を基に、対馬市における海岸清掃体制のあり方について、以下のよう
にその方向性を検討した。

2.2.1 対馬市地域における海岸清掃体制のあり方の整理案

対馬市の「市民協働」の推進に当たっては、セミナー(*)が開かれ、その中では「自助、共助、公助」を例にした共働に関する解説があり、対馬市の協働推進指針(**)にはその概略が示されている。これを漂着ゴミ対策に援用すると、次表のようになると考えられる。

- * : 「市民協働と地域づくり」セミナー(平成19年11月29日 対馬交流センター)
http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf
 ** : 「対馬市市民協働推進指針「概要版」」
http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf

表 2.2-1 海岸清掃活動を想定した役割分担と協働の関係性

区分	役割	内容	漂着ゴミの場合の対応例		
自助	個人	一人できる	自宅前の海岸の清掃	ネットワークの構築	プラットフォームの構築
	家族	家族に協力を仰ぐ			
協働・共働	共助	隣近所	集落・近所の海岸清掃		
		自治会			
	公助	市	行政の協力を仰ぐ		
県 国		上部機関の協力を仰ぐ	横断的な法整備、国際的な発生抑制の働きかけ など	(後述)	

注: 対応範囲や労力・費用等に応じた自助～公助の関係性の一想定案を示している。

(対馬市市民協働推進指針「概要版」より作成)

http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/images/kyodo_05.pdf

表 2.2-1 は、対馬市の協働推進指針を基に、海岸清掃活動を想定した役割分担と協働の関係性を併せて示している。まずは、個人が身の回りの海岸での清潔の保持を心掛け(「自助」: まずは自分達で)より広い範囲のゴミや回収労力に応じて、個人から家族、家族から隣近所、更には自治会の海岸清掃活動等へと、互いに助け合って取り組む「共助」(地域やグループで)の段階に発展する。更に、台風後の大量の漂着ゴミを回収・処理するという場合のように、地域の「共助」でも困難な状況が生じた時は、行政の支援による「公助」(行政と一緒に)が必要という取組に相当すると考えられる。

対馬においては、既に「自助」と「共助」である住民参加・NPOによる海岸清掃活動が実施されているものの、まだ連携や協働が不十分な状況と考えられる。その中で必要な措置としては、回収ゴミの処理に関する支出(ゴミ袋代、処理費用など)が重要なほか、各主

体の繋がり・情報共有などを手助けする、まさに「公助」が必要な段階と考えられる。このような行政の支援がなされれば、地域の「自助」「共助」としての海岸清掃活動も展開されていくものと考えられる。また、「公助」がなされても、同時に「自助」「共助」は並行して実施されることが必要であり、これらの関係を整理すると図 2.2-1 のようにまとめられる。なお、「公助」を行うためには、予算措置が必要と考えられるが、その対応案については、次節（「回収・処理に関する財源確保と利用」）で検討した。

上記をまとめると、個別海岸での「自助」と「共助」の取組は、清掃活動の基本的な取組として非常に重要であり、これを対馬市の各地域で支援・促進する「公助」の仕組みが必要である。また、同時に、効率的・効果的・継続的な活動を進めるためには、対馬市各地域の清掃活動を支援・統合し、対馬全島を対象とした海岸清掃活動体制の組織作り・構築も必要であり、両者は平行して押し進めるべきものと考えられる。

そのためには、「対馬市市民協働推進指針」に示され、前記先進事例に共通して示されているように、官民一体となった“連携と協働”の実施が必要である。

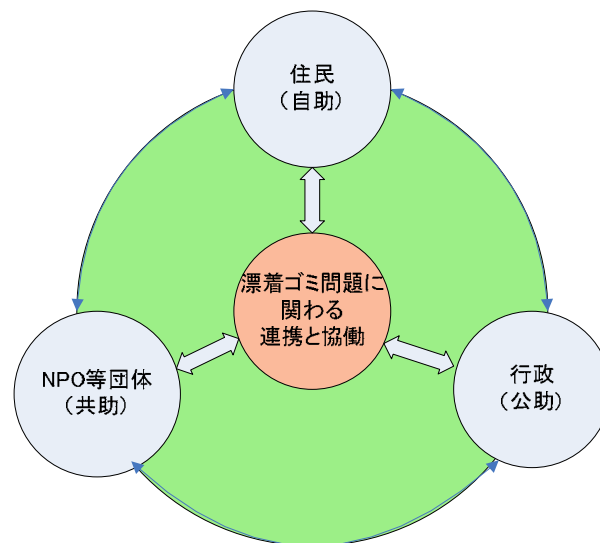


図 2.2-1 対馬市の「協働」に関わる「自助」「共助」「公助」のイメージ

上記のような様々な情報を基に検討した結果、結論的に言えば、対馬市の海岸清掃体制及び発生抑制対策における相互協力が可能な体制作りの方向性としては、海岸清掃の実務を行う関係者のネットワーク化と、全島的な取組あるいは全県的な取組に繋がる「プラットフォーム」の構築が考えられる。当面は、これらに向けた個別の具体的な取組を進め、自助・共助・公助の観点から連携と協働を実施していくことが望まれる。

なお、ここでいう「プラットフォーム」とは、1990年から海ゴミ問題に取り組んできた環境NGOである「JEAN/クリーンアップ全国事務局」が呼びかけ、漂着ゴミ対策の先進地域である山形県において実施されているシステムである。次項のように、関係者間の立場を超え、連携・協働のためのシステムを創出する場・活動を意味する。また、ネットワーク化については、先に紹介した対馬市の協働推進セミナーにおいて、単に連絡網をつなぐ“ネット”だけでなく、共に海岸清掃や啓発活動で“ワーク”して初めて「ネットワーク」になることが示されており、これも参考に実際に機能する協働を押し進めるべきと考えられる。

前記関係省庁会議とりまとめ結果、及び前記(1)と(2)における整理結果を統合して、対馬における相互協力が可能な体制作りの概念図の案を図 2.2-2 に示した。今後は、引き続

き現場の求める解決に向けて連絡協議会等の場を設置・議論し、地域の実情に適した体制作りを進めていくことが重要である。

【参考資料】<プラットフォームの構築について>

本業務では、漂流・漂着ゴミの回収・運搬・処理方法に関し、地域検討会の中で任意の課題検討グループとして、対馬島内の検討委員等からなるワーキンググループを立ち上げた。本業務は平成21年3月に終了するが、漂流・漂着ゴミに関する問題は、一朝一夕には解決しない。そのため、本業務で実施した地域検討会のように、漂着ゴミに関する関係団体・機関等の緩やかな集まりである「プラットフォーム」を構築することが期待される。このプラットフォームにおいては、情報提供や清掃作業の調整・協働の実施などの連絡や実作業を実施しながら、引き続き問題解決を図っていく環境作りを勧めていくことが必要と考えられる。また、地先海岸における海岸清掃活動のような個別の課題については、ワーキンググループによる検討を行い、それをプラットフォームで各地域への展開を図る、などの施策が考えられる。これら個別の課題への対応を検討・解決・実施すると共に、それを全体に還元して各地へ展開し、逆に各地での実施結果を集約して見直し、更に個別・全体を見直すというサイクルが必要と考えられる。

この場合のプラットフォームとは、地域に存在する各種の団体を中核的支援機関（例：対馬市役所）として中心に据えてネットワーク化すると共に、必要な時には集まって、課題解決から実際の活動までの各段階において必要とされる技術・活動情報、ノウハウなどのソフト面からの支援を総合的に提供・共有する仕組みや体制を意味する。この対応のためには、最低限でも情報交換や情報集約が行える場の形成が重要と考えられる。また、前節で示した長崎県の「ゴミゼロながさき」や「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」との連携も必要であり、長崎県全体におけるプラットフォームの構築も視野に入れた活動が期待される。

なお、地域検討会においては、住民の生活環境の保全や対馬の海岸を健全な状態で次世代に引き継ぐ観点からも、関係者が積極的に関与し、互いに連絡を密にして対処していく「共助」が重要との指摘を受けている。そのため、各主体においてはそれぞれ職務上の制約があると思われるが、このような観点から、既成の枠を超えた積極的な対応が必要と考えられる。また、行政については、民間レベルの目線に応じた対応を図るなど、住民の視点に立ってNPOや住民等の活動に協力する「公助」が必要と考えられる。

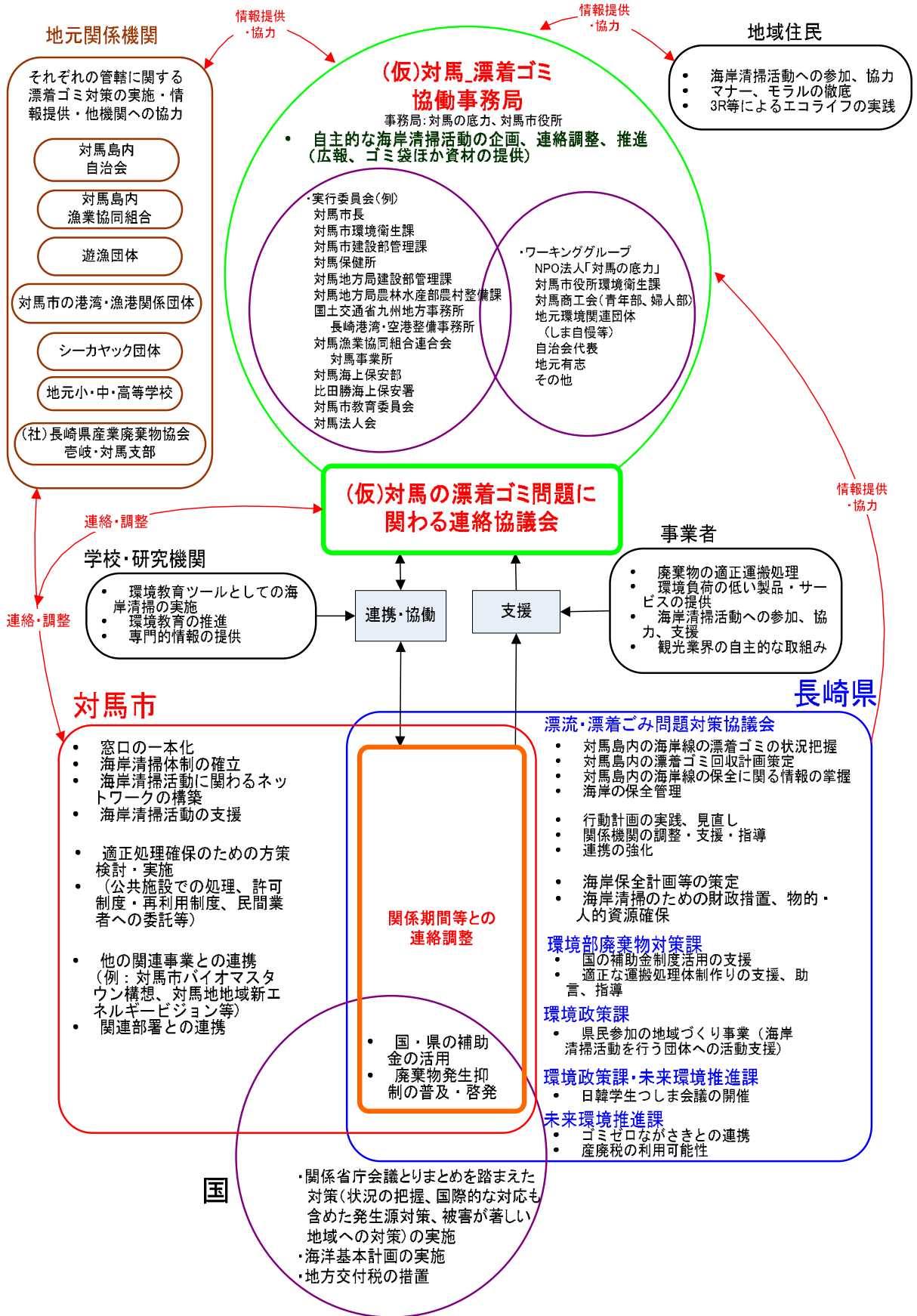


図 2.2-2 長崎県対馬市地域における漂着ゴミ対策プラットフォームの概念(案)

2.2.2 具体的課題への対応案

漂着ゴミのうち使い捨てライターを用いた発生源等の研究者である鹿児島大学水産学部藤枝繁准教授によれば、「漂着ゴミはなくなることはない。拾い続けるしかない」(*)状況であり、対馬においても継続的な取組が必要である。そのためには、先に挙げた関係者の連携と協働が必要であり、ここでは海岸清掃体制における具体的な対応案を示した。

*：鹿児島大学水産学部藤枝繁准教授の言葉。「漂着ごみ処理による海岸環境保全プロジェクト 最終報告書」(平成17年7月、青森県)

(1) 具体的な役割分担

表 2.2-2 及び図 2.2-3 は、上述の関係省庁会議のとりまとめ、長崎県の「漂流・漂着ごみ問題解決のための行動計画」で示された施策と役割(抜粋)、各地域の先進的な取組み事例並びに地域検討会での論議を基に、各主体の一般的な役割分担案を示したものである。

これら役割分担の基本的な考え方としては、NPO 法人「対馬の底力」が指標するように“自分たちの海岸は自分たちで守る”こと(自助と共助)であり、対馬市と対馬島民自らが立ち上がって活動(共助と公助)しないことには、いつまで経っても対馬の海岸はきれいにならない、という点である。

ただし、対馬市の財政状況や、島内の人口減・高齢化を考慮すると、当面はNPOを初めとする地域住民のボランティアに依存する清掃活動を続けざるを得ないと考えられる。そのため、行政は自ら実施すべき事項を推し進めると共に、これら活動が疲弊して萎んでしまうことがないよう、支援・連携していくことが必要である。

これまで、地域検討会での論議を通じて、さまざまな役割分担の意見があったが、上記の考え方を基に地域検討会を発展させ、対馬市が窓口となって、対馬市・NPO・地域住民からなる協働体制を確立し、また、さまざまな課題に対しては個別の作業部会を開催して具体的な対策を練るなどの対応が必要と考えられる。

そのため、今後は、各主体が担うべき役割分担を明確にし、地域の実情にあった継続実施が可能な相互協力体制作りを検討・実施していくことが重要である。

なお、国及び長崎県の役割は以下のように考えられ、対馬市等の取組は次節で触れることとした。

< 国の役割 >

関係省庁会議とりまとめを踏まえ、その対策のため被害が著しい地域への支援の一環として、補助金制度が設立されている(「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」(農林水産省、国土交通省)や「災害等廃棄物処理事業補助金」(環境省))。漂着ゴミの回収・処理に関する国の役割の一つとしては、災害等による大量の漂着ゴミについて、これらの補助金の交付により処理を支援することである。

また、対馬は観光及び漁業が盛んな地域であり、その沿岸環境は海岸景観や漁場としての清潔さが求められる場所である。そのため、医療系廃棄物や化学薬品用ポリタンクなど安全性に問題がある漂着ゴミについては迅速に対応する必要がある。国としては、これらの漂着ゴミについて、関係の都道府県等の協力を得て、漂着状況の把握、事故防止のための注意喚起を引き続き行うことが求められる。

<長崎県の役割>

長崎県では、「ゴミゼロながさき推進会議」や「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」が設置されている。これら会議・協議会において、漂着ゴミに関する具体的な対策について審議・策定されることが期待される。また、漂着ゴミ回収事業経費の助成が平成14年から実施されているが、助成の継続と助成費用の増額、補助率の緩和等が望まれる。また、環境省の漂着ゴミに関する補助金（災害廃棄物処理事業費補助金）を適用する際にも、対馬市等対象地域への支援を実施することが必要である。これらのほか、漂着ゴミ対策に関して、対象となる地域やその市町との協働など、積極的な取組が期待されるところである。

<対馬市の役割>

対馬における海岸清掃体制作りでは、基本的には「対馬市市民協働推進指針」に準拠し、地域住民やNPO等による自助・共助が始まっている現状から、対馬市（及び長崎県も）が公助としてこれらを支援していくことが望ましいものと考えられる。また、漂着ゴミの清掃活動に関する情報の集約や、その処理費用に関しても、公助としての対馬市の役割が求められるところである。加えて、これらにNPOや住民が協力すると共に、各主体自ら積極的に海岸清掃活動に参加・呼びかけ等を実施していくことが現実的と考えられる。

次項に、その具体を示した。

表 2.2-2 地域検討会（長崎県）で論議された海岸清掃体制における役割分担（案）

- 対馬市：
- ・住民、協力団体への呼びかけ・組織化
 - ・NPO への支援・協力
 - ・NPO 法人「対馬の底力」と協働事務局の設立
 - ・プラットフォームの構築・運営
 - ・環境省補助金の申請
 - ・漂着ゴミ回収・処理費用捻出のため、法定外目的税の導入の検討、実施
 - ・島内処理の検討
 - ・「ゴミゼロながさき推進会議」、「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」との連携
 - ・島外処分先自治体等との処分内容の事前協議
- NPO 法人「対馬の底力」：
- ・海岸清掃活動の実施計画と課題の整理
 - ・漂着ゴミの処理方法・リサイクル方法の検討
 - ・海岸清掃の音頭取り・市との協力
 - ・島内での協力団体との協調（名簿作り、参加呼びかけ）組織化
 - ・清掃活動の整理（清掃員の募集方法、参加者の把握（連絡先等）回収方法、回収ゴミ量の整理、清掃結果データや写真整理、ホームページでの掲載など）
 - ・行政への働きかけ
 - ・対馬市と協働事務局の設立
 - ・プラットフォームへの協力
- 長崎県：
- ・プラットフォームへの支援、「ゴミゼロながさき推進会議」、「漂流・漂着ごみ問題対策協議会」との連携
 - ・産廃税の利用可能性検討
 - ・NPO への支援
 - ・関係省庁との調整・支援要請
 - ・普及啓発活動の一環として、ボランティア単位化大学・短大・高校等の抽出、海岸清掃活動への参加働きかけ
- プラットフォーム・関係者の協働体制：
- ・さまざまな主体による情報の共有
 - ・個別ワーキンググループからの課題・対応案に関する論議
 - ・体制づくりへの協力・協働
- ワーキンググループ（さまざまな課題に対処する実行作業グループ）：
- ・個別案件の検討・整理、プラットフォームへの提言
 - ・課題に関する早期の対応（S O F T に：Speed、Open、Fairness、Transparency、迅速な対応、公開性、公平性、透明性）
- 国：
- ・周辺国との協議、処理技術の開発、補助制度拡充、漂着ゴミ等に関する横断的な法律等の整備

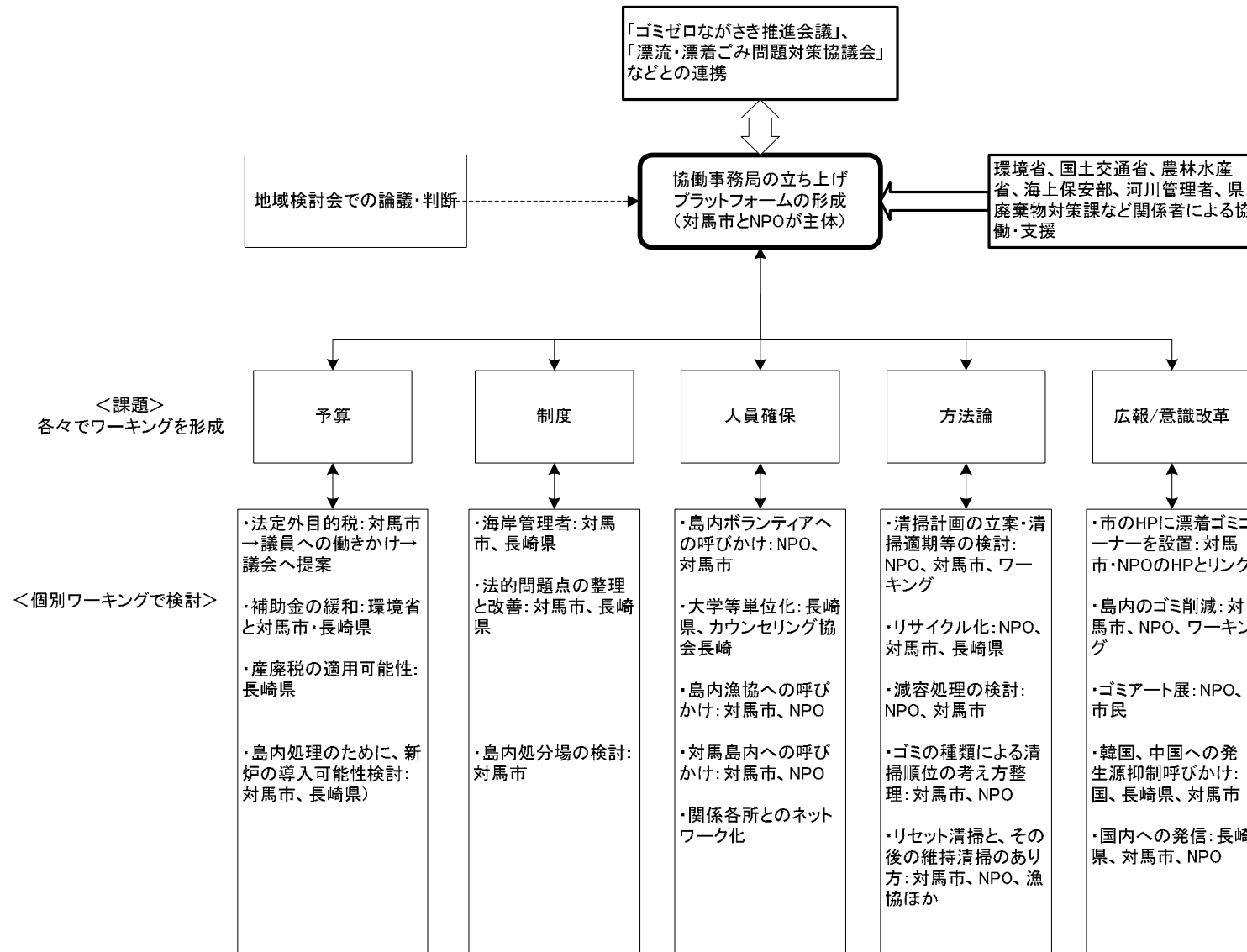


図 2.2-3 地域検討会（長崎県）で論議された海岸清掃体制における役割分担（案）

(2) 課題への具体的対応案

前記「1.1.2 地域の海岸清掃活動に関する現状と課題」で整理した課題に関し、現状で考えられる対応案を表 2.2-3 に示した。なお、これらについては、短期的な視点での対策と、長期的な視点が必要な対策とに分けて考えることが効果的と考えられる。また、これら対応案については、複数の選択肢を用意し、その中からその時々状況や、海岸環境や漂着量の状況に応じて最も良い方法を選んで対応していくことが適切であり、地域検討会を発展させ、連絡会議等（プラットフォームやワーキンググループなど）にて論議・実施していくことが重要と考える。

表 2.2-3 対馬市の漂着ゴミ清掃活動に関する課題への対応案

整理された課題	想定される対応案
情報の集約	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動の周知、清掃活動への参加募集、及び清掃活動結果の公表。年間漂着量の推定、漂着量の経年変化の把握により、計画的な清掃活動の実施に繋がる重要な漂着ゴミ対策のデータとする。 市役所のホームページ（HP）に、漂着ゴミコーナーを設け、情報の受発信を実施。
連携と協働の体制作り 個別ではなく、ネットワークを通じての連携・共同により効率化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 清掃員の確保はNPOの努力と関係者の協力で調整可能な状況。 対馬市とNPOで、漂着ゴミに関する協働事務局を設置。 行政では海岸清掃活動に関する窓口の充実又は一本化（既存機関との情報交換、他の部局（例：政策企画課、農林水産課、対馬地方局等）との連携・協働による一環的、効率的、効果的なサービスの実施）。 NPO・行政・住民による団体・市民等への呼びかけ等を通じて、互いに協力できるような組織作りの実施。 市役所のホームページ（HP）の漂着ゴミコーナーや広報誌等を利用し、参加呼びかけや活動報告等の情報の受発信を実施（前記と重複）。 他の活動前後に海岸清掃するなどの連携。 アダプトプログラムの申し込み・実施・支援。 長期的には対馬版のプラットフォームを構築し、個別案件はワーキンググループ等で検討。
清掃活動計画の立案	<ul style="list-style-type: none"> 海岸の清掃順位の整備（環境条件、ゴミの漂着状況の把握を通じて）。 年間清掃計画の策定。 清掃マニュアルやルールの作成・改訂。 清掃活動時に調査も実施し、効果的な手法・時期等を順次改訂。
活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 清掃用具の提供 回収ゴミの処分 活動団体への支援
処分方法	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り島内処分、かつ有効利用するための効果的分別方法の検討
回収・処分費用	<ul style="list-style-type: none"> 補助金（環境省等）の積極的利用。 法定外目的税導入の検討。
啓発普及活動	<ul style="list-style-type: none"> 市役所のHPや広報誌等に活動内容を掲載。 イベント等の実施。 教育普及プログラムやルールづくり。
海岸管理者等との協働	<ul style="list-style-type: none"> アダプトプログラムの推進のほか、対馬市、対馬地方局、対馬保健所、NPO、地元等が協働して前向きに対処。

以下、上記課題への対応案のうち、対馬市の役割を主対象として、主なものについてその概要を示した。

a. 情報の共有・体制作り

海岸清掃に関する様々な情報を集約かつ発信するために、インターネットの活用が有効と考えられる。既に対馬市役所のホームページ（HP）上に漂着ゴミコーナーを作ることが地域検討会のワーキンググループで検討され、対馬市役所でも受け入れを検討している。このWEBサイトは、海岸清掃活動に関する情報の集約・発信のほか、島内のゴミ削減・発生抑制等も含めた啓発活動の実施に役立つと考えられる。

なお、上記WEBサイトでの情報の集約・発信だけでは、島内の諸団体(*)や住民等に海岸清掃活動への広報や報告等の発信ができない場合が考えられる。例えば、島内の様々な分野の市民団体や、自治会等の団体の中には、インターネット等が利用できない環境にある団体もあると考えられることから、FAXや広報、ケーブルテレビ等による発信や報告が考えられる。また、対馬市役所並びにその支所（地域活性センター）等にポスターを掲示する、広報誌に掲載するなどの方法も考えられる。

一方、対馬市役所内でも漂着ゴミに関連するさまざまな取組（異なる省庁からの海岸清掃に関わる業務、有効利用に関する業務など。例：政策部製作企画課による「木質バイオマス等未利用エネルギー資源の活用を目指す新エネルギー開発検討事業」）が行われている。これらの情報は担当部署が異なるとなかなか伝わりにくい状況があることから、漂着ゴミに関する窓口を一本化（例えば、環境衛生課）して、ここに漂着ゴミに関連する情報を集約することにより、より効果的な対応が図られることが考えられる。

*：対馬で海岸清掃活動を行うに当たって、対馬島内の市民団体のリストを次表に整理した。今後、これらに関係機関と連携・協働することによって、実際の清掃活動に役立てることができると考える。（対馬市役所のホームページより転写）

表 2.2-4 (1) 対馬市内の市民団体 (1/2)

番号	区分	団体名	ふりがな	活動分野	
				主な分野	その他の分野
1	地域ネットワーク	朝鮮通信使行列振興会	ちょうせんつうしんしぎょうれつしんこうかい	まちづくり	文化・芸術・スポーツ、経済活動の活性化
2	地域ネットワーク	朝鮮通信使縁地連絡協議会	ちょうせんつうしんしえんちれんらくきょうぎかい	まちづくり	文化・芸術・スポーツ、人権擁護・平和推進、国際協力活動
3	市民団体	厳原町文化協会	いづはらまちのりかざんかい	文化・芸術・スポーツ	まちづくり、国際協力活動
4	補助金団体	対馬野菜部会	つしまやさいぶかい	環境保全	
5	補助金団体	対馬市老人クラブ連合会	つしましろうじんくらぶれんごうかい	保健・福祉	文化・芸術・スポーツ、環境保全
10	補助金団体	対馬市明るい選挙推進協議会	つしましあかるいせんきょすいしんきょうぎかい	まちづくり	
11	ボランティア団体	若葉会	わかばかい	保健・福祉	地域安全活動
12	市民団体	しま自慢研究会	しまじまんけんきゅうかい	まちづくり	社会教育、文化・芸術・スポーツ、環境保全
13	補助金団体	対州そば振興協議会	たいしゅうそばしんこうきょうぎかい	環境保全	経済活動の活性化
14	ボランティア団体	ボランティア あがた清流の会	ぼらんていあ あがたせいらいりゅうのかい	環境保全	まちづくり
15	補助金団体	対馬地区漁業士会	つしまちくぎぎょうしかい	経済活動の活性化	社会教育、子どもの健全育成、職業能力開発
16	ボランティア団体	ツシマヤマネコ応援団	つしまやまねこおうえんだん	環境保全	
17	補助金団体	対馬市体育協会	つしまたいいくきょうかい	文化・芸術・スポーツ	まちづくり、社会教育、子どもの健全育成 他
18	地域ネットワーク	花の対馬ネットワーク	はなのつしまねっとわーく	環境保全	まちづくり
19	ボランティア団体	地域で子育てを楽しむ会	ちいきでこそだてをたのしむかい	子どもの健全育成	
20	市民団体	対馬の自然と文化を守る会	つしまのしぜんとぶんかをまもるかい	環境保全	社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ
21	ボランティア団体	ボランティアグループひまわり	ぼらんていあぐるーぷ ひまわり	保健・福祉	まちづくり、地域安全活動
22	市民団体	舟志の森づくり推進委員会	しゅうしのもりづくりすいしんいんかい	環境保全	
23	補助金団体	対馬地域担い手育成総合支援協議会	つしまちいきにないていくせいそごうしえんきょうぎかい	各団体への連絡・援助	経済活動の活性化
24	補助金団体	対馬市認定農業者協議会	つしまにんていのうぎょうしやきょうぎかい	各団体への連絡・援助	経済活動の活性化
25	補助金団体	対馬地区有害鳥獣対策協議会	つしまちくゆうがいちょうじゅうたいさくきょうぎかい	環境保全	地域安全活動、経済活動の活性化
26	ボランティア団体	対馬地区保護司会	つしまちくほごしかい	地域安全活動	子どもの健全育成
27	ボランティア団体	シルバーボランティア「しあわせ会」	しるばーぼらんていあ しあわせかい	保健・福祉	
29	NPO法人	特定非営利活動団体 ツシマヤマネコを守る会	とくていひえいりかつどうだんたい つしまやまねこをまもるかい	環境保全	
30	市民団体	美津島町国際交流協会	みつしままちこくさいこうりゅうきょうかい	国際協力活動	
31	NPO法人	特定非営利活動団体 与良郷	とくていひえいりかつどうだんたい よらごう	社会教育	保健・福祉、まちづくり、文化・芸術・スポーツ 他
32	地域ネットワーク	対馬ラテンフェスティバル実行委員会	つしまらてんふえすていばるじつこういんかい	文化・芸術・スポーツ	
33	市民団体	つしま大正琴愛好会	つしまたいしょうごたあいこうかい	文化・芸術・スポーツ	保健・福祉
34	補助金団体	対馬島郷土芸能保存会	つしまとうきょうどげいのうぼぞんかい	文化・芸術・スポーツ	
35	ボランティア団体	やまびこ	やまびこ	保健・福祉	
36	補助金団体	対馬市民生委員・児童委員協議会連合会	つしましみんせいいいん・じどういんきょうぎかいれんごうかい	各団体への連絡・援助	保健・福祉、まちづくり、環境保全、災害救援活動 他
37	市民団体	対馬野鳥の会	つしまやちょうのかい	環境保全	

表 2.2-4 (2) 対馬市内の市民団体 (2/2)

番号	区分	団体名	ふりがな	活動分野	
				主な分野	その他の分野
38	地域ネットワーク	対馬市保健環境連合会	つしましほけんかんきょうれんごうかい	環境保全	社会教育、子どもの健全育成
39	補助金団体	上対馬町太鼓保存会 対馬愛鼓連	かみつしままちたいこぼぞんかい つしまあいこれん	文化・芸術・スポーツ	まちづくり、子どもの健全育成
40	市民団体	ずうらんど	ずうらんど	子どもの健全育成	
41	補助金団体	対馬市青年団	つしましせいねんだん	社会教育	まちづくり、子どもの健全育成
42	補助金団体	上対馬町婦人連絡会	かみつしままちふじんれんらくかい	社会教育	地域安全活動、男女共同参画
43	補助金団体	対馬市食生活改善推進協議会	つしまししょくせいいかつかいぜんすいしんきょうぎかい	保健・福祉	環境保全、子どもの健全育成
44	補助金団体	対馬林業研究会	つしまりんぎょうけんきゅうかい	環境保全	経済活動の活性化
45	補助金団体	対馬市母子寡婦福祉連合会	つしましぼしかふいふくしれんごうかい	保健・福祉	まちづくり、人権擁護、子どもの健全育成
46	地域ネットワーク	つしまたい(色々やってみたい)	つしまいろいろやってみたい	子どもの健全育成	社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ
47	ボランティア団体	ととり	ととり	子どもの健全育成	社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、人権擁護
48	市民団体	親の会	おやのかい	子どもの健全育成	社会教育、まちづくり
49	地域ネットワーク	対馬市連合遺族会	つしましれんごういぞくかい		
50	市民団体	上対馬町ホームステイ友の会	かみつしままちほーむすていとものかい		国際協力活動、子どもの健全育成、社会教育他
51	補助金団体	対馬保育会	つしまほいくかい	子どもの健全育成	
52	地域ネットワーク	対馬精神障害者家族会(対馬ひまわり会)	つしませいしんしょうがいしゃかぞ(かい)つしまひまわりかい	保健・福祉	
53	補助金団体	対馬人権擁護委員協議会	つしまじんけんようごいいんきょうぎかい	人権擁護	男女共同参画、子どもの健全育成、消費者の保護
54	補助金団体	対馬ヒオウギ振興協議会	つしまひおうぎしんこうぎょうぎかい	まちづくり	経済活動の活性化
55	ボランティア団体	のっぼの会	のっぼのかい	子どもの健全育成	
56	ボランティア団体	ぶつくらぶ ともだちや	ぶつくらぶ ともだちや	子どもの健全育成	
57	NPO法人	特定非営利活動法人 仁愛会	とくていひえいりかつどうほうじん じんあいかい	保健・福祉	
58	市民団体	若田石硯製作巖原愛好会	わかたにしすずりせいさくいづはらあいこうかい	文化・芸術・スポーツ	
59	市民団体	対馬の自然と歴史、観光名所歓楽会ヤマボウシ	やまぼうし	文化・芸術・スポーツ	保健・福祉、地域安全活動
60	市民団体	Eコクラブ つしま	えこくらぶ つしま	環境保全	社会教育、子どもの健全育成、科学技術の振興
61	補助金団体	対馬林業懇話会	つしまりんぎょうこんわかい	経済活動の活性化	環境保全、科学技術の振興、職業能力の開発
62	ボランティア団体	ボランティアグループひまわり	ぼらんでいあぐるーぷ ひまわり	子どもの健全育成	
63	補助金団体	対馬市手をつなぐ育成会	つしましてをつなぐいせいかい	保健・福祉	社会教育、環境保全、人権擁護、職業能力の開発
64	市民団体	精神保健福祉ボランティア	せいしんほけんふくしぼらんでいあ	保健・福祉	人権擁護
65	市民団体	対馬やろう会	つしまやろうかい	まちづくり	文化・芸術・スポーツ、環境保全
66	NPO法人	特定非営利活動法人 対馬郷宿	とくていひえいりかつどうほうじん つしまごうしゆく	まちづくり	社会教育、文化・芸術・スポーツ、環境保全他

対馬市のホームページより

http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/policy/policy04_kensaku_01.html

b. 海岸清掃計画等の立案

(a) 清掃人員の確保

現地でヒアリングの結果、NPO法人「対馬の底力」においては、地域の婦人団体や教育機関等への働きかけも含めたボランティアの人集めができており、NPOの直近の課題は、人員確保よりもゴミの処理方法と費用についての対応であった。一方、島内の漁業関係者や市役所支所等へのヒアリングの結果、複数回の海岸清掃活動の実施を提言する漁業者の方や、地域の取組として海岸清掃を実施している方々も存在することが判った。

このため、地域検討会において話題となった清掃活動の人員確保は、ある程度目途が付くものと期待される。

これらに加え、地域検討会で提案のあった学生の参加・導入の可能性が考えられる。これは、長崎県内あるいは九州地方の大学・専門学校・高等学校において、ボランティア活動を単位化している学校等の教育機関を対象として、清掃活動要員を確保するというものである。この提案は、海岸清掃活動を地域との交流及び環境教育の場、並びに啓発普及活動としても位置づけられ、地域と学生の双方にメリットのある方法として優れていると考える。今後は、具体的な方法を長崎県の教育担当部局などと協議し、単位化を進めるなどの検討も必要と考える。

(b) 海岸清掃順位の立案

基本的には、人の生活環境保全上の観点から、重要度の高い海岸より清掃活動を実施することが想定される。しかし、対馬の海岸線は長く、人の入れないような場所に、大量の漂着ゴミが堆積している状況が判明しており、これら海岸も含めて、どのような時期に、どのような環境の海岸を、どのような基準を用いて、どのような順に清掃していくのか、という清掃順位・清掃方法等を検討し、以下(d)に示す清掃計画に反映していく必要がある。なお、これに関する資料としては、「資料編」に事務局の試案（「海岸清掃の優先順位の考え方」）を示した。これを参照して今後改訂していくことが効率的と考える。その概略は以下のとおりである。

< 清掃対象海岸の順位付けの考え方（案） >

現状では、人の生活に被害や影響が及ぶような海岸、並びに人や重機等の往来が容易な海岸などが優先されると考える。例えば、これらの要素を表形式や点数化により順位付けを行ない、清掃対象海岸の順位付けを行う方法が考えられる。これは、本業務で実施した航空機調査による漂着ゴミマップ（章参照）も利用し、海岸の管理区分、ゴミの多寡、人家への近さ、人口の多寡、海岸への到達しやすさ（アクセシビリティ）、海岸の利用状況、国立公園などの保全すべき環境条件の整理、同時に各海岸でのゴミ漂着状況などを総合的に評価し、清掃順位の考え方を整理するものである。将来的には、GIS（*）により、対馬の海岸管理区分（表 2.2-5 の図化）と併せて、これら情報を一元的に管理できるシステムとしてデータベース化し、さまざまな条件を考慮した清掃海岸の優先順位付けを検討することが考えられる。なお、各海岸でのゴミ漂着状況の把握に当たっては、定期的に、身近な海岸での漂着情報を集約する連絡網やシステムも必要であり、海岸の環境情報と併せて、その時々には清掃する海岸の順位を判断できるルールと体制も重要となる。

注：GIS=Geographical Information System の略、地理情報システムなどと訳される。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。図上のある点に、位置情報のほか、その点に関する履歴（例：過去の清掃活動など）に関わるさまざまな情報を記録できるほか、他地点における関係情報も同時に表示できる。

なお、地域検討会（長崎県）において、海岸法で規定する海岸の清潔保持について努力義務があるとされる海岸管理者を明確にするべきとの提言があった。これに基づき、長崎県対馬地方局建設部管理課及び対馬市役所建設部管理課の御協力により、対馬の海岸延長と所管を表 2.2-5 のように整理した。

これより、対馬の海岸線の 5 割弱の海岸線（海岸保全区域やその延長、一般公共海岸等）については長崎県や対馬市の所管となるが、大半の 5 割以上が私有地等に属していることが判った。これら海岸については、本来、土地の所有者が自ら処分するように努める（廃掃法第 5 条第 1 項）とされている。

しかしながら、これまで民有地の海岸において、大量の漂着ゴミで苦慮していることなどの情報はあまり聞かれない。そのため、これら私有地等に属する海岸における対応については、今後の海岸漂着ゴミに関する体制作りの中で、検討を実施していくことが適切と考えられる。

表 2.2-5 対馬の海岸区分

海岸の分類	所管		延長距離(km)	全体比	備考		
	区分	対馬島内					
沿岸海岸総延長（要保全海岸延長+その他海岸延長-二線堤延長）			911				
要保全海岸延長			176				
海岸保全区域延長			176				
	国土交通省	河川局	対馬地方局	29	19.3%	建設部管理課担当	
		港湾局	対馬地方局	19			
	農林水産省	農村振興局	対馬地方局	67			農林水産部農村整備課担当
		水産庁	対馬地方局、対馬市対馬市	61			
要指定延長			0				
その他海岸延長			735				
その他の海岸	港湾延長（海岸保全区域を除く港湾区域）		対馬地方局	68	26.7%	建設部管理課・対馬市建設部管理課担当	
	漁港延長（海岸保全区域を除く漁港区域）		対馬地方局、対馬市	175			
	道路敷地等		当該機関（国、県又は市）	476	52.3%	両者の詳細な区分は未把握（ほとんどが私有地と考えられる）	
	私有地（個人、共有地等）		個人				
一般公共海岸	（長崎県）		対馬市	16	1.8%		

注1：「五島・壱岐・対馬沿岸海岸保全基本計画～交流と漁火の「しま」～」(長崎県、H16年3月)の表-2.4を一部改変

沿岸総延長は海岸統計(長崎県、H12)、その他の延長は海岸保全施設設備水準調査票(長崎県、H13)より抜粋

なお、総延長については933km(「海岸保全区域一覧表」(「長崎県の海岸」長崎県河川課)長崎県のHP)という資料があるほか、上記数値にも若干異なる標記資料もあり、多少の誤差があると考えられる。

注2：二線堤とは、万一洪水で河川が氾濫した場合、氾濫水による被害を最小限にとどめるために本来の堤防の陸地側に作られる第二の堤防のこと。

注3：長崎県の事務処理の特例に関する条例(「長崎県条例第45号、平成12年3月24日)により、対馬島の一般公共海岸の管理は対馬市に権限委譲されている。

注4：農林水産省農村振興局所管の海岸保全区域は、注1の資料では42kmとなっているが、対馬地方局の見解により67kmとした。

注5：大潮の満潮時の海岸線(略最高高潮面：ほぼさいこうこうちようめん、という)が海と陸との境界となるため、私有地の海側の範囲はこれより陸側の土地までが該当する(海側は法定外公物)。

(c) マニュアル・ルールの策定・普及

回収量に応じた処理方法や、島内処分や有効利用など、回収・処理方法の効率化を検討することが必要である。基本的には漂着ゴミを島内処理できるように分別処理し、経費の削減等を図るべきである。そのためには、回収・処理マニュアルを作成し、分別方法のルールや安全対策を盛り込み、関係者に配布すると共に、現地での指導を行なうなどにより、効果的な処理が実施できるものと考えられる。

また、運搬・処理費用が安く済む島内処理が困難で、処理費用の高む島外処理を行わざるを得なかったことが海岸清掃活動を停滞させている原因の一つとも考えられる。そのため、将来的には、現有焼却場で処理可能とするための破砕機の導入、能力の高い焼却炉の整備のための予算確保(環境省からの交付金あり)や、島内で発生する家庭ゴミの削減活動の促進、最終処分場の建設なども視野に入れておく必要がある。

< 環境影響と有効利用を考慮した漂着ゴミの回収順位付け >

人の生活環境への影響や、生態系への影響の程度を考慮し、自然分解しない石油系人工物から回収する。特に、回収面積が広い海岸や回収量が多い場合に、全てのゴミが回収できないような状況には、このような順位を考慮した清掃活動のルール策定を検討する。

その中でもプラスチック系のゴミ、特に発泡スチロールは、自然分解せず、紫外線等により劣化して破片化し、それによって回収が困難になるほか、生態系に影響を与える可能性が考えられること、リサイクルによって再資源化(後述)できることなどの理由により、優先順位を第一位として回収することが必要である。

一方、海藻や流木などの自然由来物は生態系の一部でもあり、特に乾燥していない状態の海藻については水分・塩分も多いために回収せず、自然分解に任せるべきと考えられる。流木については、再利用(後述)が可能なこと、大きなものは船舶の航行に危険性を与えることから、まずは回収を基本とし、これが困難な環境条件(例：人が入りにくい海岸)では再流出を防ぐような手段(例：陸側に積み上げ、柵等により再流出を避けるなど)あるいは条件を考慮した上での「野焼き」等を検討・実施・記録していく必要がある。

< 島内処理・有効利用を考慮した回収・分別・処理方法の検討 >

対馬クリーンセンターの余剰処理能力、島外処理費等を考慮し、経費削減や単なる埋立処理ではない有効利用を考慮した回収の実施を基本とする。そのためには、現地で活用できる分別フローを作成し、現場の声を基に随時改訂していくことが必要と考える。ただし、例外的な措置として、災害時等には既にこれまで分別回収したゴミの処理・保管状況も考慮し、湿潤で大量の漂着ゴミを回収する時には処理困難物として一括して島外処理するなども考えられる。このような判断も視野に入れたルールを含むマニュアル作りの際に盛り込むことも必要と考える。具体の分別方法については、 章で試案を検討しているため、これを参照されたい。

なお、対馬市の政策部政策企画課では、「対馬市バイオタウン構想」について平成 18 年度に構想書をまとめており、平成 19 年度には「対馬市地域新エネルギービジョン」、平成 20 年度には「木質バイオマスの熱利用及び廃食用油の BDF 化事業に係る詳細ビジョン報告書」を作成している。この中には、林業系の間伐材等や工場系の製材所残材等の木質バイオマスの有効利用が謳われており、これに漂着ゴミのうちの流木・灌木の利用も検討に加えるよう、連携を図ることが考えられる。

(d) 清掃活動計画の立案

官民が共同して清掃活動を実施していくには、少なくとも年間どれくらいの清掃活動を実施し、どれくらいの量を回収するのか、それに対してどれくらいの費用を用意しなければならないか等を把握することが必要である。そのためにも、年間の清掃活動計画の立案が必須である。また、併せて、年間の目標を設定し、それに対する達成度評価を実施することにより、それに基づく活動計画の見直しなどを実施することが効果的な活動に繋がると考えられる。加えて、対馬クリーンセンターでの処理能力を考慮し、清掃時期を分散させることや、清掃活動が一時期に集中しても一時保管できるような体制を考慮しておくことも必要である。

なお、以下には清掃活動を二種類に分け、定期的な海岸清掃(例：住民や自治会による前浜の清掃)と、非常時の海岸清掃(行政を含む地域全体が実施する海岸清掃)に関する一案を示した。

<回収状況に応じた所動体制の一案>

《地先海岸の定期清掃の場合》

- ・ 地元住民を中心として、定期的に清掃する。行政は、ゴミ袋、軍手等の用具を支給し、回収したゴミを処理する。
- ・ 少量ずつ、あるいは頻繁な回収を心がける（漂着ゴミが溜まってどうしようもない状況になってからの対応では、困難さが増す。日常的な海岸保全活動が重要）。
- ・ 回収の際、ゴミ量が多い場合は、ルール（有効利用を考慮した分別、処理費削減ルール等）にしたがって分別する。必要に応じ、行政・NPOの支援を仰ぐ。
- ・ 回収量が少ない場合は、対馬市の一般廃棄物の分別方法にしたがい、可燃ゴミ等は通常の家庭ゴミの回収ルートで処理し、処理困難物については対馬市の支援・指示により所定の方法で処理する。

《全島的な海岸清掃（リセット清掃の場合）》

漂着量の多い海岸を「海岸清掃順位」に従って清掃する場合や、災害時の大量ゴミあるいは大量の堆積ゴミを対象として、一度に海岸を綺麗にする清掃を“リセット清掃”と仮称する。このリセット清掃については、基本的には行政・NPOを中心とし、地域住民や周辺の自治会、漁業協同組合などの協力を仰ぎ、ボランティアを募って実施する。また、重機が必要な場合には、地元の建設業者に委託する。

- ・ 前述の海岸清掃順位案のほかに、突発的に襲来する漂着ゴミに対応するため、緊急時の体制も事前にマニュアル等に整備する。
- ・ NPO及び対馬市による協働事務局（仮称）等が分担し、清掃日時や清掃に必要な人数・重機等を漂着量に応じて算定する。特に、人員については、地域の婦人団体、漁業協同組合、区長、自治会、企業などに協力を求め、清掃要員を確保する。また、重機についても、土木関連会社等、地元企業に協力を求め、手配を行う。
- ・ 漂着ゴミの回収に際して、協働事務局（仮称）等は回収用ゴミ袋や軍手の手配、重機が必要な場合の手配、回収したゴミの一時保管場所、安全管理体制、保険の処理などの対応を行う（事前にこれらを視野に入れた体制づくり・役割分担を構築する）。
- ・ 漂着ゴミを回収した後の処理を考慮し、分別ルール（有効利用、処理費削減ルール等）にしたがって処理する。
- ・ なお、回収量が非常に多く、かつ、既存回収ゴミが多くある場合は、非常時のルール（例：処理困難物として一括処理）に沿って判断・処理する（行政）。
- ・ 現地においても、作業の効率的な実施のため、ルール・マニュアルの整備が必要である。これには、事前の準備、挨拶先の選定、作業責任者の選定、受付等の担当、分別・回収・搬出に関する責任者を配置し、時間配分や休憩の指示などのほか、危険物、重機等の取扱など、様々な準備や配慮が必要となる。

c. 清掃活動の支援

(a) 清掃用具等の支給

NPO法人「対馬の底力」は、自分たちの島は自分たちが守るという理念の基に、海岸清掃活動を実施している。しかし、実際の清掃活動を行うに当たって、例えばゴミを回収するビニール袋やフレキシブルコンテナ（フレコン、トン袋）の費用捻出は、同法人に属する各人が拠出しているなど、個人の負担に依存しているところが大きく、継続した海岸清掃活動を行うには将来的な限界がある可能性が考えられる。また、地先海岸を定期的に清

掃している意識の高い住民・自治会等もあり、継続的な活動実施のためにこれら用具等の提供が有効である。

(b) 処理費の負担

NPO や地域の住民・団体がボランティア精神に基づいて海岸清掃を実施していくには、これまでの整理結果から、労働力以外の経費を行政が負担することが現実的と考えられる。仮に、処理費用や処理支援を行政が負担しなければ、清掃活動は停滞し、最悪の場合は誰も清掃活動に参加しなくなる可能性が考えられる。その費用捻出のためには、環境省の補助金等の利用のほかに、後述する『法定外目的税』を導入し、自前の財源で積極的な活動を促すことが非常に重要と考えられる。

(c) NPO 等への支援

前述までのように、対馬において、継続的な海岸清掃を行うためには NPO の活動が必要であり、これを支援できるようなシステムが望まれる。その対策の一つとして、各種の基金・助成金を有効に利用すること、あるいはその資料作成に関する支援実施などが当面の対策として考えられる。これら基金等は、一時的・一過性のものが多いため、将来的には恒常的な資金を補助できるシステムについて、地域プラットフォーム等で検討・実行していくことも必要である。特に、後述する『法定外目的税』を早期に導入し、NPO が実施する海岸清掃の実務に関わる応分の費用負担や海岸清掃に関する情報整理の委託費等に適用するなど、合法的な方法を検討することも考えられる。参考までに、表 2.2-6 に NPO が利用可能な基金の例を整理して示した。

(d) 表彰・顕彰の実施

NPO に限らず、海岸清掃活動に貢献している自治会や団体等を対象に、精神的な支援として“やりがい”に対する評価を示すことも重要と考える。

そのような意味では、図 2.2-4 及び表 2.2-7 に示す「アダプトプログラム」を導入することも一つの方法と考えられる。このシステムは、市民と行政が協働で進める新しい「まち美化プログラム」であり、市民が里親となって養子（一定区画の道路、河川、海浜など）の美化（清掃）を行ない、行政がこれを支援するシステムである。互いに役割分担を決めて両者のパートナーシップのもとで美化を進めるもので、海岸清掃活動にも適用可能であり、所管官庁である対馬地方局と協議し、対象となる海岸の管轄の確認も含めて、具体の利用を検討することが必要である。

また、継続して海岸清掃活動を実施している団体や個人については、その取組に対する評価として何らかの対応が望まれる。例えば、表彰制度により、継続的な活動をしている団体・個人を表彰することや、清掃活動に参加する回ごとにポイント制度を導入し、一定量のポイントが溜まったらエコ商品を提供するなどにより、何らかの励みになるような手法の検討が考えられる。これらについても、今後構築されるプラットフォームやその実行組織であるワーキングで検討する、あるいは広くアイデアを公募するなどの方策を検討していく必要がある。

表 2.2-6(1) NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象	既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	住所	電話	URL	
長崎県	1	県民運動ボランティア活動振興助成事業	社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会	長崎県内のボランティア振興に寄与し、住民参加、活動の発展、他地域への波及効果等が期待できる事業・活動及び調査研究（福祉・医療・保険、国際協力、自然・環境保全、芸術・文化、その他）に対して助成 対象団体はボランティア団体・市民活動団体・NPO法人、高齢者・障害者の当事者団体、市町村社会福祉協議会	最大500千円	平成20年4月1日～平成21年3月31日	平成19年12月1日～平成20年2月29日		〒852-8555 長崎県長崎市茂里町3-24長崎県総合福祉センター2F	TEL.095-846-8600 FAX.095-844-5948	http://www.nagasaki-pref-shakyo.jp	
	2	配分事業	社会福祉法人 長崎県共同募金会	NPO法人、ボランティアグループに対して、事業費、器材整備費を助成	最大300千円	単年度	10月～11月		〒852-8104 長崎県長崎市茂里町3-24	TEL.095-846-8682 FAX.095-846-8565	http://www.akaihane-nagasaki.or.jp	
地域の環境保全活動	1	地球環境基金	独立行政法人 環境再生保全機構	国内の内外の民間団体（NGO）が行う環境保全活動に資金助成 国内民間団体による国内の環境保全のための活動など 自然保護・保全・復元、総合環境保全活動など	一般助成（漂着ゴミの清掃が該当）、発展助成、特別助成がある	下限100～上限400万円。規模によってはそれ以上の拠出が可能	単年度助成（3年間継続可能）	2009.1.5～2009.1.26	〒212-8554神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8F	TEL.044-520-9505 FAX.044-520-2190	http://www.erca.go.jp/jfge/	
	2	「がんばれNPO！」プロジェクト	たばこ産業弘済会・日本フィランソロピー協会（協賛：JT（日本たばこ産業株式会社））	・高齢者・障害者福祉の増進を図る活動 ・環境の保全を図る活動 ・青少年の育成を図る活動を実施する市民ボランティア活動を対象 市民ボランティア活動を推進及びそれらの活動を支援するNPO法人または公益法人が対象	対象経費：(1) 事業費 (2) 人件費	助成総額予算は約70,000千円。1件あたりの助成額は、支出額の80%以内とし、200万円を上限額	資料請求11月末日	12月	〒106-0041東京都港区麻布台2-3-8 丸山ビル7F（社）日本フィランソロピー協会内	TEL.03-3568-3241 FAX.03-3568-3245	日本フィランソロピー協会 http://www.philanthropy.or.jp/activities/support/np.html たばこ産業弘済会 http://www.jtnet.ad.jp/WWW/JT/JTI/contribution/np.html	
	3	FGF助成（緑とふれあいの活動助成）	公益信託 富士フィルム・グリーンファンド	身近な自然環境を保全すると共に、人と自然とのふれあいを積極的に創ろうとする活動の一層の発展を目指して助成		最大1,505千円	1年間または2年間	3月上旬～5月第3日曜日	〒110-8676 東京都台東区下谷3-10-10（財）自然環境研究センター内	TEL.03-5824-0960 FAX.03-5824-0961	http://www.iwrc.or.jp/	
	4	NEC社会企業塾	特定非営利活動法人 ETIC	ソーシャルベンチャー・事業型NPOといった社会的な課題に取り組んでいる事業を自立発展的な成長軌道に乗せる支援 (2)継続発展的な活動のため、事業収入等による経済的自立モデルの構築を目指す事業		最大300千円	9月1日～3月末日	6月1日～7月12日	〒150-0041 東京都渋谷区神南1-5-7 APPLE OHMIビル4F	TEL.03-5784-2115 FAX.03-5784-2116	http://www.etic.or.jp	
	5	Panasonic NPOサポートファンド環境分野	Panasonic NPOサポートファンド	「地球環境との共存」に向けて、環境問題に取り組むNPOの組織基盤強化に資する事業が対象 <活動の活性化> 団体活動の発展拡大を図るための企画づくり、ツールの開発などが対象		150万円	翌年1月～12月	7月	〒105-8581 東京都港区芝公園1-1-2松下電器産業株式会社文化グループ	TEL.03-6403-3140 FAX.03-3459-6044	http://www.panasonic.co.jp.cca/pnsf	
	6	アウトドア・クラム助成 まちづくり助成金	(財) まちづくり市民財団	働き、生活する地域に「誇り」を持ち、地域固有の歴史や文化・自然を大切にしまちづくり」を実施する市民活動の助成	地域の自然環境保全ほか				〒102-0093東京都千代田区平河町2-14-3日本青年会議所会館内	TEL.03-3234-2607 FAX.03-3234-5770	http://home.interlink.or.jp/~machizkr/	
	7	環境基金（助成活動）	三井物産環境基金	地球環境問題の解決と持続可能な社会構築に貢献する活動を助成 (3)表土の保全・森林の保護、(6)生物多様性及び生態系の保全、が該当する可能性あり		合計600,000千円	最長3年間	3月初～4月末、9月初～10月末	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1三井物産株式会社本店内	TEL.03-3285-3316 FAX.03-3285-9030	http://www.mitsui.co.jp/csr/fund	
	8	環境基金と自然保護への助成	アムウェイ ネイチャーセンター	地球規模で広がりつつある環境保護活動の支援 自然環境の保護・保全をはかる活動ほか		200～2,000万円			〒150-0042東京都渋谷区宇田川町7-1 アムウェイ・ネイチャーセンター	TEL:03-5428-7290 FAX:03-5428-7936	http://www.nature-center.org/	
	9	環境市民活動助成（活動助成）	セブン・イレブンみどりの基金	市民から寄せられた拠金を地域環境や自然環境保護など、市民が主体となって行っている環境活動に広く社会還元することを目的とした助成 対象団体は、NPO法人、または任意の環境市民団体（財団、社団、商店会、観光協会などは対象外）が対象		助成金額合計70,915千円	3月1日～翌年2月末日	11月～翌年1月末日	助成件数104件 〒102-8455 東京都千代田区二番町8-8	TEL.03-6238-3872 FAX.03-3261-2513	http://www.7midori.org	
	10	助成事業	(財) 大阪コミュニティ財団	公益を目的とする団体が行う事業への助成。法人格の有無は問わない。公益目的に合致するすべての分野を対象 (5)環境保全や国土緑化活動の支援		最大1,000千円	H19.4月～H20.3月	10月1日～11月30日	〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2-8大阪商工会議所ビル5F	TEL.06-6944-6260 FAX.06-6944-6261	http://www.osaka-community.or.jp/	
	11	セブンイレブンみどりの基金	セブン&アイホールディングス	年間を通じて定期的に清掃活動を行っている市民団体を対象 「地域美化活動助成」のうち、地域清掃活動助成が該当（他に「環境市民活動助成」4種がある）		上限20万（用具購入等）、他に軍手現物支給	1年間	2008.11.1～2009.1.31				
	12	全労済地域貢献助成事業	全労済	環境分野 地域の自然環境を守る活動、循環型地域社会を創るための活動、地域の自然や環境の大切さを学ぶための活動		一般助成30万円、特別助成100万円		2008年3月27日～2008年4月10日	〒151-8571 東京都渋谷区代々木2-12-10	TEL.03-3299-0161	http://www.zenrosai.coop/	
	13	地域社会プログラム 市民活動助成	(財) トヨタ財団	国内および海外諸国、主として発展途上国における「生活・自然環境」、「社会福祉」、「教育文化」等の領域における研究ならびに事業に対して助成を実施。地域や社会の変革につながる波及性の高いプロジェクト（計画や試み）の助成 年度により「助成重点地区」が変わる。また北海道、本州、四国、九州以外の「離島」における実践的な活動への支援を目的とした「離島助成」...を2006年より開始		合計100,000千円	4月から1年間	10月1日～11月30日	〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1新宿三井ビル37F	TEL.03-3344-1701 FAX.03-3342-6911	http://www.toyotafound.or.jp	
	14	地球にやさしい市民活動支援助成	(財) 日本旅行業協会 JATA環境基金	環境と観光の両立という課題の解決に向けて、旅行者が訪問する地域の自然および文化遺産の保全/保護活動、ならびに環境に配慮した観光の発展に寄与する諸活動に対して助成。市民団体可		最大628千円	原則単年度。状況を考慮し継続も可。ただし2年目も更新は必要。	10月20日～12月20日	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3-3-3全日通霞ヶ関ビル3F	TEL.03-3592-1274 FAX.03-3592-1268	http://www.iata-net.or.jp	
	15	ニッポン基金	ザ・ボディショップ	「より良い社会、より良い地球にするため」に環境問題、社会問題の解決に向けて実践的な活動を実施している団体・個人に助成					〒113-0033東京都文京区本郷5-28-3 本郷ビル（株）イオンフォレスト内	TEL.03-5800-3918 FAX.03-5800-3813		

注：各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした（但し、「地球環境基金」を除く）。

表 2.2-6(2) NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象	既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	住所	電話	URL	
地域の 環境保 全活動	16	年賀寄附金配分事業	郵便事業株式会社	(10)地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範囲かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業が該当		最大5,000千円	5月～翌年3月	10月1日～11月30日		〒100-8798 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2経営企画部門経営企画部 年賀寄附金事務局	TEL.03-3504-4401 FAX.03-3592-7620 http://www.post.japanpost.jp/kifu/	
	17	ボランティア活動支援事業	日本財団	環境・自然保護などのボランティア活動にとりくむボランティア・グループへの活動助成	講習会・研修会、イベント、器機整備、啓発などが対象	原則として100万円(助成率9割)を上限とする	決定時期より1年間	原則として10月1日～10月31日		〒107-8523 東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル	TEL.03-6229-5111 FAX.03-6229-5110 http://www.nippon-foundation.or.jp/	
	18	環境NGO等の事業・活動の助成	(財)安田火災環境財団	環境分野でNPO法人を設立する団体に対する助成							〒160-8338新宿区西新宿1-26-1	TEL.03-3349-3204 FAX.03-3348-8572
	19	環境支援基金	特定非営利法人 夢&環境支援基金	地球環境・地域環境の保全のために積極的、継続的に活動を行なっている日本国内の団体に助成	実効性のある優良案件(テーマ1～4)のうち下記が該当 2.まちづくり・グリーンコンシューマ(リサイクル・廃棄物/美化清掃/消費・生活/まちづくり/環境教育) 4.公害対策(大気環境保全/有害化学物質/騒音・振動・悪臭対策)	環境問題に造詣の深い学識者等の1名の推薦を得ること。(申請団体と利害関係を持たない方)	最高50万円まで	第2回助成:2009年1月1日(2009年4月1日以降も可)以降に開始し2010年3月31日まで	2008.10.1～11.30(H21分は終了)		〒532-0004 大阪府大阪市淀川区西宮原1-7-38	TEL.06-4308-5532 FAX.06-4308-5660 http://www.ecoyume.com/eco/outline.php
	20	環境整備対策助成	(財)河川環境管理財団	水辺環境の向上に寄与する施設、利用者の利便向上に寄与する施設で積極的な創意工夫による地域の特徴を生かしたアピール度の高いものが対象	1.助成事業(1)調査・試験・研究部門、(2)環境整備対策、(3)国民的啓発運動(一般的助成、新設市民団体運営支援助成)	先のうち、1(3)の新設市民団体運営支援助成に該当すると考えられる	4.5億円(H20)		8月～9月末	424件(H20)	〒104-0042東京都中央区入船1-9-12 タイヤライズビル3F	TEL.03-3297-2600 FAX.03-3297-2620 http://www.kasen.or.jp/kihu/annai/Fund.htm
	21	環境保全活動助成	(財)イオン環境財団	環境保全に貢献する活動に関する助成。生態系保全・山、川、海、湖等の自然環境の保全、その他地球環境保全活動	2008年度公募 基本テーマ「自然の生態系を守るために」 A.植樹・緑化・砂漠化防止、B.野生生物保護・生態系保全、C.自然環境の浄化	漂着ゴミ関連では、省資源・リサイクル・環境問題の研究・研究者育成、環境教育活動が該当	総額2.7億円	2009.4.1～200103.31	2008.8.31		〒261-0023千葉市美浜区中瀬1-5-1 イオンタワー	TEL.043-212-6022 FAX.043-212-6815 http://www.aeon.info/ef/ http://www.aeon.info/ef/jp/ngo/index.html
	22	公益信託 自然保護ボランティアファンド	(財)自然公園財団	・自然公園の美化清掃活動 ・高山植物などの植生復元活動や野生生物の生育環境保全活動 ・登山道、探勝路、園地などの利用環境の維持活動 ・公園を訪れる利用者への自然解説などの自然ふれあい推進活動 などが対象	・申請団体(協議会)に、(財)自然公園財団(本部または支部)か地元自治体(関係機関を含む)または学識経験者のいずれかが構成員として参加していること ・環境省地方環境事務所または都道府県自然保護担当部局の推薦を受けられること	大原則は現地、現場におけるボランティア活動経費への助成。 ・当該活動に必要な作業用具、作業服、各種資料等の購入費や借料。 ・現地活動時の会員の公共交通機関による交通費の一部、活動車両や船の借料や利用料。 ・山間部、海浜部等での宿泊を伴う活動の際の会員の宿泊費補助(宿舎は山小屋、民宿レベル)。 ・ボランティア活動のための保険代	600万円(H20)。1件50万円以内が原則	当該年度1年分	25団体(H20)	毎年1月から同年4月上旬までの間に実施。応募要項配布開始は毎年12月上旬を予定。推薦者経由で提出	〒105-0003 東京都港区西新橋2-11-6 ニュー西新橋ビル8階(財)自然公園財団 自然保護ボランティアファンド担当	TEL.03-3592-1171 FAX.03-3592-1175 http://www.bes.or.jp/nature/fand/fand_5.htm E-mail:bes@bes.or.jp
	23	三井物産環境基金	三井物産(株)	助成対象分野:(1)地球気候変動問題、(2)水産資源の保護・食料確保、(3)表土の保全・森林の保護、(4)エネルギー問題、(5)水資源の保全、(6)生物多様性及び生態系の保全、(7)持続可能な社会構築のための調査とネットワーク(様々な主体との協働)	助成プログラム「活動助成」:NPO法人、公益法人、中間法人による実践的な活動を助成 「研究助成」:大学、公的研究機関、NPO法人、公益法人、中間法人による研究を助成(研究助成は2007年度より開始)		2007年度 第1回活動助成 267百万円 2007年度 第2回活動助成 170百万円 2007年度 研究助成 456百万円 2008年度 第1回活動助成 255百万円			2007年度 27件(第1回活動助成)、21件(第2回活動助成)、23件(研究助成) 2008年度 27件(第1回活動助成)	〒100-0004 東京都千代田区大手町1-2-1 三井物産株式会社 CSR推進部 社有林・環境基金室 三井物産環境基金事務局	TEL:03-3285-3316 http://www.mitsui.co.jp/csr/fund/about/index.html
	24	三洋Think GAIA財団	三洋電機株式会社	自然エネルギーの普及活動や自然環境保護等の環境ボランティア活動などを支援			5年間で助成額は3千万円余			5年間で29件	〒570-8677 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号	TEL:06-6994-8003 FAX:06-6994-4339 http://www.sanyo-ecokikin.jp/
	25	大成建設自然・歴史環境基金	公益信託 大成建設自然・歴史環境基金	環境省・文部科学省を主務官庁とし、国内外の自然環境、歴史的建造物等の保護及び活用に関する事業に対して助成することにより、これらを次代に継承し、もって人類の健康で文化的な生活の確保に資することを目的	国内の自然環境の保全及び活用に関する事業 自然環境の保全及び活用に関する活動を行う特定非営利活動法人などを目的	活動・研究に関係した費用であれば、機材費、消耗品費、旅費、謝金等を含む	総額1,500万円程度	1～2年間	～2009.7	助成件数15～20件程度		
	26	東洋ゴムグループ環境保護基金	東洋ゴム工業株式会社	積極的に環境活動を行っている団体			1団体あたり原則100万円以下。申請内容により10万円未満、100万円以上も可能		募集:毎年10月～11月 審議:翌年1月～3月 助成:翌年4月以		〒550-8661 大阪市西区江戸堀1-17-18 東洋ゴム工業株式会社 品質環境センター 環境推進部	TEL:06-6441-8774 FAX:06-6445-0333 http://www.toyo-rubber.co.jp/eco/fund.html
	27	日本経団連自然保護基金	(社)日本経済団体連合会	わが国のすぐれた自然環境保全のために行う保護活動、及び持続可能な活用に関するプロジェクトに対する助成			毎年総額1億5千万円程度の事業規模		12月1日まで		公益信託日本経団連自然保護基金 受託者 住友信託銀行 リテール企画推進部 公益信託チーム	TEL:03-3286-8218 FAX:03-3286-8792 http://www.keidanren.or.jp/kncf/fund.html

注:各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした。

表 2.2-6(3) NPO が利用可能な基金等

分類	No.	基金名	運営団体	対象	既拠出金額	対象期間	募集期間	助成件数	住所	電話	URL	
調査家 研究	1	WWF自然保護助成	(財)世界自然保護基金日本委員会(WWF Japan)	自然保護のための調査研究、普及教育、保護活動に対して助成					〒105-0014東京都港区芝3-1-14 日本生命赤羽橋ビル6F	TEL.03-3769-1711 FAX.03-3769-1717		
	2	環境NPO助成事業	(財)日立環境財団	日本国内外の環境保全に関する調査研究を行うとともに、環境保全に関する技術開発、調査研究を推奨し、並びにこれらの普及に努めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築に貢献する。	要推薦 3年以上の実践活動歴を有する国内の団体を対象。		10月～1月初旬		〒101-8010 東京都千代田区外 神田4-14-1秋葉原UDX 21F	TEL.03-3257-0851 FAX.03-3257-084	http://www.hitachi-zaidan.org/kankyo/	
	3	藤本倫子環境保全活動助成基金	(財)日本環境協会	会員以外の一般市民の参加が得られ、効果が期待できる観察会、リサイクル、環境修復等の実践活動および、講座、教育の開催、教材の作成等の普及啓発活動、環境情報の収集等の調査活動を対象とする。いずれも一般市民の参加があり、事業規模の小さい団体、個人を対象		最大300千円	4月上旬～翌3月末、7月上旬～翌3月末、10月上旬～翌3月末	1月5日～2月15日、4月1日～5月15日、6月1日～8月15日		〒106-0041 東京都港区麻布台 1-11-9ダヴィンチ神谷町2F	TEL.03-5114-1251 FAX.03-5114-1250	http://www
	4	プロ・ナチュラ・ファンド国内助成	(財)自然保護助成基金、(財)日本自然保護協会(協力:(社)ゴルファーの緑化促進協会(略称GGG))	野生動物・生態系の保全、自然環境との関わりに関する調査研究助成	野生動物・生態系の保護活動、自然保護教育の推進、保護思想の啓蒙活動			6月1日～7月15日		〒150-0046東京都渋谷区松濤1-25-8 松濤アネックス2F	TEL.03-5454-1789 FAX.03-5454-2838	http://www1.biz.biglobe.ne.jp-pronat/
	5/1	持続可能な社会と地球環境のための研究助成	(財)消費生活研究所・研究助成	持続可能な社会と地球環境のための助成都市社会の環境問題に何らかの関係のあるもの	大気汚染、ゴミ、リサイクル、水問題等、生活に密接な問題で、専門的に深く追求されたもの					〒164-0011東京都中野区中央5-41-18	TEL.03-3383-8292 FAX.03-3383-7840	http://www.cosmo-oil.co.jp/kankyo/eco/index.html
普及活 動	2	国内助成	(財)自然保護助成基金	(2)保護・普及活動助成:野生動物・生態系の保護活動、自然保護教育の推進、保護思想の啓蒙のための活動に対する助成。	対象は、助成対象業を行うための組織体制が整っているグループおよび個人。特定の政党、宗教、階層への偏りのないもの。営利目的でないもの。一部自主事業あり	最大10,000千円	原則として10月～翌年9月まで1年間(継続3年まで)		〒150-0006 東京都渋谷区松濤1-25-8松濤アネックス2F	TEL.03-5454-1789 FAX.03-5454-2838	http://www1.biz.biglobe.ne.jp-pronat/	
	3	児童・少年の健全育成助成	(財)日野自動車グリーンファンド	都市とその周辺住民の生活上の潤いに資する以下の項目に関する助成	自然環境の保全運動・環境保全に資する調査				〒191-8660東京都日野市日野台 3-1-1日野自動車工業内	TEL.0425-86-5369 FAX.0425-86-5038		
	4	コスモ石油エコカード基金	コスモ石油エコカード基金	次世代を担う若年層への環境教育支援	法人格が取得されていない場合には、活動コンセプトに準拠した原則1年以上の活動実績を証明できること。	その他「コスモ石油エコカード基金プロジェクト要綱」の記載事項に適切に対応できること	1件あたり2,000,000円以下のプロジェクトを対象に3～5団体を支援	2008年10月1日(水曜日)～2009年3月31日(火曜日)	2008年4月18日(金曜日)～6月20日(金曜日)6月20日(金曜日)必着	3～5団体	コスモ石油株式会社 コーポレートコミュニケーション部環境室内 コスモ石油エコカード基金事務局	TEL:03-3798-3134
国際交 流	1	助成事業	笹川平和財団	国際理解、国際交流、国際協力を対象とした事業	助成金額合計376,725千円	特に定めていない	随時	助成件数49件	〒107-8523 東京都港区赤坂1-2-2日本財団ビル4F	TEL.03-6229-5400 FAX.03-6229-5470	http://www.spf.org	
その他 顕彰	1	OSAKA CSOアワード	特定非営利活動法人 大阪NPOセンター	市民社会の実現に向けて様々な課題を解決しているCSOの優れた活動発表を顕彰	最大500千円		7月20日～9月15日		〒553-0006 大阪府大阪市福島区吉野4-29-20大阪NPOプラザ201号	TEL.06-6460-0268 FAX.06-6460-0269	http://www.osakanpo-center.com/	
	2	海難救助等社会貢献者の表彰	(財)社会貢献支援財団	海難救助などの人命救助をはじめ社会福祉への貢献、青少年指導育成、スポーツ・文化の振興、国際社会への貢献、地域社会への貢献、運輸交通への貢献などの分野において、多年にわたり積極的に奉仕活動等に携わり、広く社会に顕著な貢献をされた方々を表彰	最大500千円		3月下旬～5月末		〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16海洋船舶ビル2F	TEL.03-3502-0910 FAX.03-3502-7190	http://www.fesco.or.jp/	

注:各分類群の基金名等の記載順はアルファベット、五十音とした。

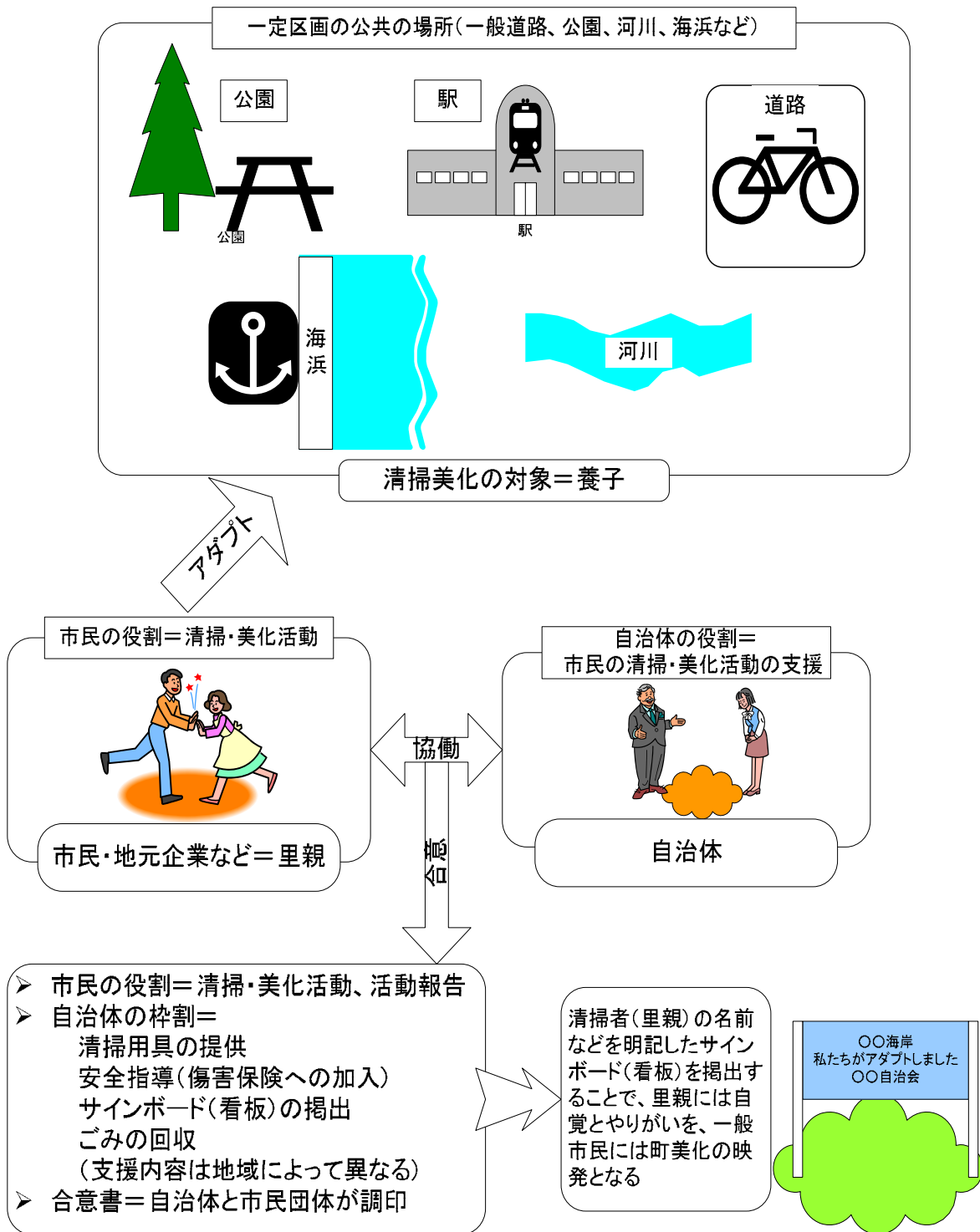


図 2.2-4 アダプトプログラムの概念

表 2.2-7 長崎県のアダプトプログラムの概要

項目	内容
【実施主体等】	「県民参加の地域づくり事業」として実施。事業主体：長崎県、対象地域：県内全域、事業期間：平成 15 年度～
【目的】	河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防施設は県民にとって重要な社会資本であり、これを適正に維持、管理する必要がある。また、2 国立公園、2 国定公園を抱える本県にとっては、これらは貴重な観光資源でもあり、区域内の環境保全・美化対策には、県・市町・地域住民の三者が協力して取り組む必要がある。
【事業概要】	<p>県が管理する河川・海岸・道路・港湾・漁港の清掃・美化活動を環境美化運動の一つであるアダプトプログラムの事業として実施する。また、河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防施設においては、愛護活動を行う住民を広く募集し、支援も行うこととし、県内での愛護活動の推進を図る。</p> <p>1. ボランティア・県・市町の三者の役割</p> <p>(1) ボランティア 参加する地元住民や企業・自治会・学校等は、県が管理する河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防施設において清掃や美化活動に取り組む。このうち河川・海岸・道路・港湾・漁港の一定区間の清掃や植栽等の管理を引き受ける「アダプト」となり、環境美化活動を実施する団体もある。</p> <p>(2) 県（河川・海岸・道路・港湾・漁港・都市公園・砂防施設管理者） 県は、愛護団体の活動を支援（傷害保険の加入、費用の負担等）をするとともに、アダプトに対しては団体の名前等を記した表示板を活動区間に設置することとし、活動のPRと環境美化の呼びかけを行う。</p> <p>(3) 市町 地元市町は愛護団体やアダプトが回収したごみの処分など、これら団体の活動を支援する。</p> <p>2. 期待される効果</p> <p>(1) 美化意識の啓発 清掃活動による美化への直接的な効果だけでなく、地域をはじめとする県民の環境保全意識を高めるとともに、自分の街は自分できれいにするという意識の啓発につながる。</p> <p>(2) 社会貢献のアピール 企業、団体等は、社会貢献を具体的にアピールすることができる。</p> <p>(3) 社会活動参加の促進 小中学生や高齢者の社会活動参加が図られている。</p> <p>(4) ポイ捨ての抑制 地域住民が愛護団体やアダプトの活動状況を目にすることで、ごみのポイ捨ての抑制につながる。</p> <p>(5) 地域の活性化 河川、海岸沿には多様な生物の生息・史跡・文化財・由緒ある行事・祭もあり、地域の活性化にもつながっている。</p>
【進捗状況】	平成 18 年度活動団体数 ・河川アダプト：21 団体、道路アダプト：44 団体、アダプト団体計：65 団体 ・愛護団体：284 団体 合計：349 団体
【今後の取り組み】	愛護活動の県内での定着を図るため、環境美化への県民意識の啓発やボランティア活動の促進などの施策を展開する。
【事業費】	平成 19 年度 1,924 万 5 千円
【問い合わせ先】	対馬地方局建設部管理課 0920-52-0398・1311。長崎県土木部河川課 095 - 822 - 0397、同土木部道路維持課 095 - 825 - 0504、土木部港湾課 095 - 824 - 3625、水産部水産基盤計画課 095 - 822 - 5073、同土木部まちづくり推進局都市計画課 095 - 826 - 6712、同土木部砂防課 095 - 820 - 4788

注：http://www.pref.nagasaki.jp/new_naga/html/sec3_3/17doboku/26.html より引用

d. 回収・処理に関する財源確保と利用

漂着ゴミの回収・処理には多大な経費がかかるため、環境省等は災害時等を対象とした処理費の補助事業を実施している。そのため、これら要件を把握して適用することにより、海岸環境の保全がなされ、財政的援助も得られることになる。一方、これら補助金には、一定の要件が課されており、量的な条件等に合致した場合に適用されることから、定期的な清掃活動には向いていないことも考えられる。そのため、一つの対応策として、対馬市が海岸環境保全を目的とした『法定外目的税』を導入し、これにより例えば上記補助金の規模要件に届かない漂着量の海岸を対象として、随時実施する回収・処理費用に関わる経費を捻出することが考えられる。

また、補助金等の利用については、表 2.2-8 のように、漂着量や処理費に応じた財源利用方法を検討しておくことも必要と考える。

なお、対馬島内での最終処分場（民間）については、収容力の観点から未来永劫利用できる訳ではなく、「循環型社会形成推進交付金」（環境省）により、漂着ゴミの処理が可能な廃棄物処理施設の整備（例：高性能の焼却炉）も検討していく必要がある。

表 2.2-8 漂着ゴミの量と回収・処理費に応じた財源利用方法の案

区分	回収量・処理費の条件	環境省補助金	長崎県助成金	法定外目的税
災害時	事業費40万円以上の経費			
	40万円未満の経費			
非災害時	150m ³ 以上			
	150m ³ 未満			
	地先海岸の定期清掃時の処理困難物対応			
	上記2件の用具代、処分費			

(a) 環境省の補助金適用基準の把握とその利用

漂着ゴミに関する環境省の補助金は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に準拠しているため、現状では人の生活に被害や影響が及ぶような海岸を対象とし、かつ、継続的に清掃・管理を行っている海岸に大量のゴミが漂着した場合に適用される。しかし、対馬島内においては、実質的に処理費用の捻出が困難な状況のために“定期的な清掃活動”に対応できず、また人も入れないような海岸の清掃も定期的には実施できない。このような状況の中で、どのような補助金の適用方法があるのかについて、環境省九州地方事務所（廃棄物・リサイクル対策課）と協議し、具体の適用方法について詳細を把握し、これを積極的に利用する手だてを整理しておく必要がある。

(b) 法定外目的税の導入

漂着ゴミの処理費用に関し、地域検討会事務局から対馬市に法定外目的税の導入を提案している。地域検討会での情報では、対馬には韓国から約 6.5 万人（平成 19 年度：「つしま百科」（平成 20 年 3 月、対馬観光物産協会）より）の観光客・釣り客・ゴルフ客が訪れているとされている。また、このほか、日本国内の島外者も仕事や観光で対馬に来島する。これら島外からの入島者に対して、「入島税」あるいは「環境協力税」などと称して、一人一律 200 円程度を徴収することによって、年間 1,300 万円程度（仮に観光客が 1 万人程度に減少しても 200 万円程度）のゴミ対策費用が確保できる計算となる。この税については、

漂着ゴミの回収・運搬・処理のみへの適用を原則とすることを想定し、今後対馬市の検討員や市議会議員等と協議して導入を図ることが適切と考えられる。ただし、その導入に当たっては、利用者への説明責任を十分に果たすことが必要である。

本税の導入により、住民や自治会が主体的に実施する海岸清掃活動時には、対馬市役所の支所である地域活性化センターにて、ゴミ袋や軍手等の用具を支給する費用や、回収した漂着ゴミのうち処理困難物の処理に関する費用捻出に利用できる。また、漂着ゴミの有効利用に関する研究にも使うことで、地域での清掃活動を更に展開できる可能性も広がる。

なお、韓国等からの対馬島内への観光客については、景気動向による増減はあると考えられるものの、業務で出張に来島する県外者もあり、それなりに安定した資金源になると考えられる。そのため、対馬独自の海岸清掃体制作りの一環として、本税導入が望まれる。

【参考：法定外目的税】

沖縄県の伊是名村においては、島内環境の美化、観光施設の維持整備等を目的とした「環境協力税」が導入されている。その概要を表 2.2-9 に示す。

表 2.2-9 沖縄県伊是名村に導入された法定外目的税の概要

総務省報道発表資料（平成 17 年 3 月 28 日）http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050328_2.html

1. 環境協力税新設の理由

伊是名村には、伊是名ビーチや伊是名山森林公園、尚円王御庭公園等数多くの観光施設が所在しており、これらの維持管理及び島内の環境の美化・保全に毎年多額の費用が必要となっているところである。そこで、その税収を島内環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備に係る費用に充てるため、「環境協力税」を創設するものである。

2. 環境協力税の概要

課税団体	伊是名村（沖縄県）
税目名	環境協力税（法定外目的税）
課税客体	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為
税収の使途	環境の美化、環境の保全、観光施設の維持整備の費用
課税標準	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数
納税義務者	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者
税率	1 回の入域につき 100 円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）3.8 百万円
課税免除等	・高校生以下の入域者は非課税 ・地方税法第 292 条第 1 項第 9 号の適用を受ける障害者は非課税
徴税費用見込額	（平年度）0.2 百万円
課税を行う期間	条例施行後、必要に応じて見直しを行うこととする規定有り

(c) その他

NPO 等の活動については、前記助成金等ばかりではなく、地元企業や周辺自治体、並びに韓国等の海外企業に対し、企業の環境配慮活動の一環として、寄付を仰ぐことや、地元出身者で構成される「東京対馬会」などの団体に対馬の海岸の実情を理解してもらい、漂着ゴミ対策の寄付を仰ぐことなどにより、清掃活動費用に充てることも考えられる。

e. 普及啓発活動の実施

清掃活動自体も啓発普及活動に繋がるが、清掃時にビーチコーミング（Beach-Combing、海岸で生物等を拾い集めて観察・学習する）や漂着物に関する解説・講義などを行うこと

により、参加者が興味や関心を寄せ、併せてインターネット上でも清掃活動の実施状況・結果報告を紹介するなどによるリピーター・新規参加者の獲得が必要と考える。

また、これまでも地元 NPO は学校等で漂着ゴミに関する取組の説明を実施しているが、これらについても活動計画を作り、行政や教育機関と協力して進めていくことが重要である。また、島内で開かれる各種イベントと協賛し、事前に海岸清掃活動を行うなど、さまざまな活動を通じて、普及活動を実施することも視野に入れておく。加えて、清掃活動への参加者は、知人や隣近所に声を掛けるなど、活動の輪を広げていく呼びかけも重要と考えられる。

(3) 実施計画案

具体的な課題とその解決のために、年次計画が必要である。例えば、平成 21 年度から 3 年間の計画案を想定する場合、今後、地域検討会の発展型としての連絡協議会等で立案・実行していく必要がある。また、毎年これを見直し・評価し、現実的、機能的、臨機応変に対応できる活動として反映すると共に、漂着ゴミ対応を媒介とし、他の団体とも協働して人口減少・高齢化が進む対馬の活性化にも繋げるなどの展開も期待できる。

表 2.2-10 漂着ゴミ清掃活動の年次計画の例

課題と解決計画	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
海岸清掃活動の実施	環境省補助金等の利用	・・・	・・・
ネットワークの構築	上記の作業と並行した連絡・協議の体制づくり。	・・・	・・・
情報の共有	市役所の HP 上に漂着ゴミコーナーを設置	・・・	・・・
連携と協働の実施	「対馬市市民協働推進指針」に基づき実行に移す。	・・・	・・・
財政的基盤の整備	法定外目的税の導入	・・・	・・・
処分	対馬クリーンセンターの余剰処理能力の見直し		
・・・	・・・	・・・	・・・

注：上記は一例であり、今後各項目と具体的対応を検討・記載し、実行することが求められる。

なお、当面の計画として、まずは環境省の補助金等を有効に活用して清掃活動を実施し、これと並行して行政・NPO・住民等が連絡・協議等が実施できる体制作りを検討していくことが現実的と考えられる。また、今後地域で海岸清掃活動を活発に実施していくためには、財政の確保が非常に有用な案件となるため、先に紹介した法定外目的税の導入等を検討していくことが考えられる。

2.3 漂流・漂着ゴミの発生抑制対策のあり方の方向性

対馬においては、国内起源のゴミならず、海外由来のゴミもある程度の割合を占めている。後者については、民間レベルでの交流活動も大事であるが、国あるいは県等の行政が一定の役割を果たすことがより重要であると考えられる。一方、国内あるいは島内起源のゴミの割合も少なからずあり、海外由来ゴミに対する被害者意識ばかりではなく、島内由来のゴミによって他地域への加害者にもなっていることを理解・啓発することが発生抑制対策の一つになるものと考えられる。

このような観点から、発生抑制対策については、国外起源のゴミや、国内でも特に島内起源のゴミに対して、それぞれ発生抑制対策が必要である。

2.3.1 国内由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

(1) 発生源に関するヒアリング結果

クリーンアップ調査で比較的多く出現していたゴミの発生源について、2008年12月に対馬島内の関係者を対象として、その発生源についてヒアリングした(表 2.3-1)。

どのゴミについても発生源を特定できるような証拠や発言はなかったが、一部のゴミについては島内由来であることも想定されるため、これらの発生抑制対策が必要である。

表 2.3-1 漂着ゴミの発生源に関するヒアリング結果

対象ゴミ	想定される発生源(推測を含む)
流木	対馬島内の山林が荒廃及び管理不十分となっているため、降雨時に山から流出している可能性がある。
材木	港湾関係の荷物置き場、または海外から流出したものと推定される。
アナゴ筒	韓国製のものがほとんどであるが、輸入された韓国製のアナゴ筒を使っている漁業者もあり、全てが韓国由来ではないと考えられる。
荷造用ストラップ	港湾関係の荷物置き場、あるいは漁港での荷さばきの際に流出していることが考えられる。
発泡スチロールブイ	不適切な放置等による対馬島内からの発生も考えられるが、ほとんどは海外からのものと考えられる。
硬質プラスチックブイ	ほとんどは中国ないしは台湾、あるいは韓国製のものと考えられる。
漁網	網の色から見て、日本製のものではなく、また対馬島内で韓国製等の漁網を輸入して使用している漁業者はいない。ただし、漁港付近の消波ブロックと護岸の間に廃棄されているような漁網は、地域の漁業者から発生している可能性が考えられる。

注：ヒアリング対象者は、対馬市役所環境衛生課職員、対馬市役所上県地域活性化センター、長崎県産業廃棄物協会吉岐・対馬支部員、対馬海上保安部警備救難課、伊奈漁業協同組合・上県漁業協同組合である。なお、フェリー会社にもヒアリングしたが、船舶の航行に支障がある大型ゴミに着目しており、最近では大量の流木等は見えていない旨の情報を得た。

(2) 想定される発生源対策

上記を踏まえ、ゴミの種類別に、一般論的に考えられる主たる排出者、発生原因や経路、発生抑制対策について、表 2.3-2 に整理した結果を示す。なお、本表に記載した主たる排出者等については、全てにおいて確たる証拠はなく、現在得られている知見及び本調査での聞き取り調査等を踏まえた推定に基づいている。

表 2.3-2(1) 主たる漂着ゴミの発生源等：発生源（排出者）が特定できるもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発原因、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	釣り用具（釣り糸、ルアー、釣りえさ袋・容器等）	釣り人	釣りの最中の不注意による排出、意図的な放置や投棄	釣り人のマナー向上。クリーンアップ活動・参加型海ゴミ調査への参加等による海ゴミ問題の普及啓発。生分解性素材を用いた釣り具の普及促進。
生活系	レジャー用品（シート類、引火機材、おもちゃ等）、食品の包装・容器、袋類、飲料用プラボトル・ガラスびん・缶	レジャー利用者	レジャー行為中の不注意による排出、ポイ捨て、意図的な放置や投棄	マナーの向上及びゴミの家庭への持ち帰り。海ゴミ問題の普及啓発。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。監視・取締りの強化。
生活系	タバコの吸殻・フィルター・パッケージ・包装、使い捨てライター	喫煙者	ポイ捨て、吸い殻入れからの漏出	マナーの向上。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。
漁業系	カキ養殖用パイプ	カキ養殖業者	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	養殖業者に対する海ゴミ問題の普及啓発。漁業協同組合による回収したカキ養殖パイプの買取。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	ウキ・フロート・ブイ	漁業者等	作業時及び廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	メーカー、販売店、使用者の全体の協力により回収処理・リサイクルの更なる推進。発泡スチロール製フロートにはカバーの装着等により劣化・破片化の防止。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
漁業系	漁網、ロープ、かご漁具、電球、魚箱、フジツボよけリング等	漁業者等	作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	漁業者の意識改革の徹底。生分解性素材を用いた漁具の開発・利用。漁業者、行政の水産担当者などへの環境教育プログラムの実施
事業系	物流用パレット	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	荷造り用ストラップバンド	運輸関係の事業者	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底、意識の高揚。
事業系	樹脂ベレット	プラスチック系素材製造・加工等事業者	製造・加工工程等からの漏出	作業現場における漏出の防止の取組にもかかわらず発生量の減少が見られないことの原因究明、取組の評価・見直し。プラスチック製品の材料としての用途以外の使用者は、その使用量や管理状況等の実態把握。
事業系生活系	農業資材（肥料袋、苗木ポット等）	農家、一般家庭	家庭菜園も含む農作業時の管理不足、意図的な放置や投棄	農業組合等に対する海ゴミ問題の普及啓発。河川敷での農業における資材管理の徹底、廃棄物の適正処理の推進。地域住民も一体となった監視の強化。
事業系生活系	木材等	建設事業者、一般家庭	作業時・保管時・廃棄過程での管理不足、意図的な放置や投棄	漁港・港湾等の荷役施設における管理の徹底。行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
事業系生活系	タイヤ	事業者、一般家庭	保管時の管理不足、意図的な放置や投棄	保管施設・業者による管理の徹底。行政・地域住民も一体となった不法投棄の監視強化。自動車業界への注意喚起

表 2.3-2(2) 主たる漂着ゴミの発生源等：発生源が特定できない、不特定多数のもの

区分	ゴミの種類	主たる排出者	主たる発生源、経路	考えられる発生抑制対策
生活系	飲料用プラボトル・ガラスびん・缶、ふた・キャップ、プルタブ	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの漏出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。回収・処理過程での漏出防止。ペットボトル等の飲料用容器については、陸上での回収効率を上げる方策としてリユース・デポジット制の導入の検討。
生活系	食品の包装・容器、袋類、6パックホルダー、ストロー・マドラー	不特定多数	ポイ捨て、意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ポイ捨てを禁止・処罰する美化条例等による規制強化。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	食器(わりばし含む)、くつ・サンダル、漂白剤・洗剤類ボトル、スプレー缶・カセットボンベ、衣服類、紙おむつ、くぎ・針金、電池(バッテリー含む)「金属類、その他の人工物」	不特定多数	意図的な放置や投棄、各種施設等のごみ箱からの流出	マナーの向上、外出時のゴミの持ち帰り、家庭ゴミの適正な分別排出、3Rの推進等に関する啓発活動。ゴミ集積場における散乱防止(散乱防止ネットの利用等)。回収・処理過程での漏出防止。
生活系	家電製品、家具	不特定多数	意図的な放置や投棄	行政・地域住民が一体となった不法投棄の監視強化。
自然系	流木、灌木	-	土石流や洪水流に伴って溪畔林や溪流沿いの森林、荒廃地、さらには河川内に発達した河畔林が侵食を受けて、流木が発生 ^{注1)}	溪畔林・河畔林管理の充実及び荒廃地の復旧による発生抑制対策。さらには流木捕捉施設等の整備など流木の流下抑制対策の実施 ^{注1)} 。
自然系	アシ・ヨシ	-	刈り取り後に放置されたアシ・ヨシが海に流出	アシ・ヨシが漂着ゴミになることを周知し、刈り取り後の適正処理・有効利用を推進。

注1) ダム貯水池における流木流入災害の防止対策検討調査報告書(林野庁・国土交通省、平成19年3月)

本業務のクリーンアップ調査（共通調査及び独自調査）で回収された人工系の漂着ゴミのうち発生源（生産国）の判るペットボトル、使い捨てライター等の製造国をみると、韓国、中国、台湾などの海外のゴミが多くを占めていた。このほか、対馬のモデル海岸においては、韓国製の漁業製品（特にアナゴ漁に用いるプラスチック製の筒やプラスチックブイなど）のほか、ペットボトルでは韓国のみならず、中国製や台湾製のものも多く見られた。また、食品や家庭用洗剤等の包装容器についても、韓国や中国の製品が目立っていた。

しかし、海外由来のゴミばかりではなく、ペットボトルなどの国産ゴミも一定の割合を占めており、発生源対策として国外への関心を向けるだけでなく、長崎県内及び対馬島内での環境保全意識の啓発や漂着ゴミに関する普及も必要と考えられる。併せて、これまで実施している韓国との漂流・漂着ゴミに関する民間レベルの交流のほか、同国や中国との外交ルートを通じた協議を継続して行う必要があると考えられる。

島内の漂着ゴミ問題については、平成16年度の「島ゴミサミット つしま会議」の開催や漂着ゴミに関する新聞報道等により、地域において漂着ゴミに関する問題は一定程度認識されてきており、それがNPO法人の立ち上げなどに繋っている可能性も考えられる。また、住民自ら、率先して海岸清掃を実施している地域も見られる。しかし、多くの一般の住民については、漂着ゴミの清掃活動に積極的に参加するような状況になく、まだ普及・啓発活動が十分ではないと考えられる。

漂着ゴミの発生源としては、実際に海岸に立つと韓国や中国表記のペットボトル等が目立つことから、国外起源の漂着ゴミが多いような報道・表現により被害意識が芽生えやすい。しかし、上記のように国内あるいは島内起源と思われるゴミも一定量含まれている（章の調査結果参照）。そのため、国内起源のゴミが対馬島内から発生し、逆に対馬暖流下流域等への加害者となっている可能性も訴え、まずは身近なポイ捨て防止や指定された分別方法による家庭ゴミの回収や減量の徹底を図るなどの啓発が必要である。

これについては、「ゴミゼロながさき推進会議」の活動や対馬市の環境衛生課が主導し、NPOや地域とも連携し、島内への展開を図ることが必要である。その内容については、以下のようなものが考えられるが、これらは漂着ゴミに関するプラットフォームや個別問題を取り扱うワーキンググループなどで検討し、地域にあった啓発方策の具体を実施する必要がある。例えば、対馬市環境衛生課やNPO法人による出前講座、WEB上でのPR・啓発、広報誌への掲載、地域活性化センターでのポスター掲示、本業務の報告書を製本して市や学校の図書館で公開する、などが考えられる。

<陸起源のゴミに関する啓発・普及方法の案>

- ・ 海外ゴミに関する被害意識の前に、島内起源のゴミも多い現状を知らしめ、自らの生活を見直すなどの島民意識の覚醒、ゴミの投棄や削減に関する啓発（対馬市、長崎県、NPO）
- ・ 不法投棄に関する意識の啓発（対馬市、住民による監視）

<海起源のゴミに関する啓発・普及方法の案>

- ・ 水産業者、港湾関係者への啓発（対馬漁業組合連合会、各漁協、港湾関連従事団体・企業への展開：対馬市、長崎県）
- ・ 発泡スチロールの再生利用（漁協単位やスーパーマーケット等で減容剤の利用など：対馬市、長崎県）
- ・ 海上保安部の取組との連携・協働（対馬市、長崎県）

目下、環境省は漂着ゴミ問題の普及啓発のため、その現状と影響等を整理したパンフレットを作成中である。完成したパンフレットはモデル調査の結果も合わせて地方自治体と共同で普及を進め、海ゴミ問題に対する一般の認識を醸成していく予定である。

なお、漂着ゴミの発生抑制に関する根本的な対策としては、以下が考えられる。

漂着ゴミの減量のためには、ゴミ全体の総量を減らすこと、及び、適正な処分を行なうことが重要である。国の役目としては、海外からの漂着ゴミに関して外交的な対策面と、どうしても流出してしまうゴミに関する研究面（例えば、材質に関して生分解性、など）への取組が考えられる。県の役目としては、海岸管理者として適切に海岸の清潔の保持に努めることや、対馬市及びNPOや住民の海岸清掃活動を支援することが考えられる。

ゴミの発生は、個人・事業者等の不適切な措置（ポイ捨て、不法投棄、管理不十分等）と、個人の管理を離れた処理過程での不適切な措置（例：処分場からの飛散、不当な処理等）によるものが考えられる。前者を根本的に防止するのは非常に困難であり、特に人的な要素があるため、全くゴミの発生をゼロにすることは困難と考えられ、これを減少させることが必要と考えられる。その発生量減少の方法としては、捨てない、あるいは管理することに、何らかのインセンティブ（意欲刺激、奨励金・報奨金等の意）を与えることが考えられる。例えば、捨てるに罰則、拾うと得になる、と云う単純なものである。加えて、製造者責任に関する取組も考えられ、製造者に最終的な責任を負わせることも考えられる。これに関しては、デポジット制度やリターナブル瓶の利用等が考えられるが、それぞれ環境への負荷も大きく、リサイクルや焼却等と比較しての利点がどの程度あるか、等の比較が必要である。また、実際の導入に向けては、様々な方法の長所短所を並列して示して比較し、企業に理解を求めることが考えられる。

2.3.2 海外由来の漂流・漂着ゴミに関する取組

海外由来の漂着ゴミについては、これまでの清掃活動や本業務における各クリーンアップ調査時に中国や韓国製のゴミの割合が多いことが判明している。これらについては、長崎県や対馬市の取組により、韓国の大学生との交流を図る活動などを通じて、発生抑制対策の一助になっていると考えられる。しかし、これら活動は年に1~2回程度であり、両国の国民の多くに漂着ゴミの問題や発生抑制を訴えるには十分ではないと考えられる。また、対馬市や長崎県の取組のみでは限界があり、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議とりまとめ」で示したような国際的な発生抑制に関する取組を国が率先して実施していく必要があると考える。

海外からのゴミに関しては、以下のような取組が考えられる。

- ・ インターネット上で、ハングルや中国語によるごみ問題関連の記事を掲載。（「日中韓環境情報サイト」等の利用）

URL : <http://www.enviroasia.info/top/index.php3?J>

- ・ これまで以上に、隣国の韓国との交流を図る。また、長崎県は「日韓海峡知事会議」や「漂流・漂着ゴミ問題対策協議会」等を通じた中国、韓国との連携を図る。
- ・ 国は、外務省が実施する「多国間枠組における取組」、「二国間における取組」や、NOWPAP(《ナウパップ》北西太平洋地域海行動計画:North-West Pacific Action Plan)を通じ、参加国である中国、韓国及びロシアへの支援、連携・協働を図る。
- ・ また、(財)環日本海環境協力センター(NPEC)の「海辺の漂着物調査」等の取組を通じた、韓国や中国への普及啓発。

- ・ 国による積極的な対外施策、並びに漂着ゴミ対策に関する横断的な法整備。
- ・ 長崎県、対馬市、NPO については、中国や韓国の環境団体との連携あるいはその強化を図る。
- ・ 法定外目的税として導入を検討する入島税（環境税）について、徴収時等に国内外からの入島者に説明、啓発を実施。

なお、第6回地域検討会（2008年2月）において対馬副市長より、特に韓国との交流事業や釜山事務所を有する対馬市の立地を活かし、対馬市にこそできる日韓両国での問題意識の共有や、漂着ゴミに悩む他の自治体との情報交換と連携を推進していきたい旨の発言もあり、今後の対応が期待される。

3. 漂流・漂着ゴミ対策の実現に向けて

「海岸清掃活動」及び「発生抑制」に関し、具体的対策と実施主体の役割分担、実施目標期間についてまとめたものを表3.1に示す。

この表に示す内容は、第6回地域検討会（2008年2月）において検討し、出席検討員の総意として承認されたものである。

海岸清掃活動の円滑で効果的な取組のためには、「対馬市市民協働推進指針」でも示されている「自助」「共助」「公助」からなる関係者相互の連携・協働を実現することが必要であり、そのためにも地域でのネットワーク、連絡協議会、プラットフォームなど、早期に実現可能で機能的な相互協力が可能な組織・体制作りが期待される。また、その組織・体制の中で、表3.1に示す各事項の進捗状況の管理や改訂・見直し（フォローアップ）を行い、より機能的な運営がなされることが望まれる。

表 3.1(1) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担(案)

活動内容	方策	具体例・説明等	行政			民間			実施期間		備考	
			国	長崎県	対馬市	教育・研究機関	地域住民	NPO等	島内団体	短期		長期
情報収集と発信	海ゴミ問題の窓口の一本化	海ゴミ問題専用窓口の設置と一般住民へ周知										
	清掃活動情報の収集と発信	一般紙、HP、広報誌等										
	清掃活動成果の集約	海ゴミ問題専用窓口への集約										
	漂着ゴミの実態把握調査	海岸における調査(空撮も含む)									定点撮影調査は対馬市の実施が望ましい	
	実態調査のデータ提供	一般紙、HP、広報誌等									経年的な漁協の清掃データ有り	
	危険・有害ゴミの漂着状況把握及び提供											
	計画	海岸清掃計画の立案										漁協が年間計画を立案して清掃活動を実施
		回収作業への職員派遣										
	ゴミの回収	回収作業員の募集	HP、広報誌、地域無線等									
		回収作業の実施										
		回収作業への参加										
		他の海岸事業・活動への回収活動の組み込み	植林、イベント等									
		回収活動の単位化の呼びかけ(教育機関)	大学、高専、専門学校、高校等									
		危険・有害ゴミの管理者派遣	注射器、信号灯、薬品入りのポリタンク等									対馬市には専門家が不在
		運搬	ゴミ運搬車両による運搬(委託を含む)	一般廃棄物								
委託業者による運搬	処理困難物											
参加者による運搬	自己運搬											
処分	一般廃棄物	費用負担の役割										
	処理困難物	費用負担の役割										
	適正処理の助言・指導											
	適正処理に向けた協力											
財政的支援	野焼の管理or実施											
	有効利用の検討・実施											
	国の災害補助金制度の周知徹底	災害等廃棄物処理事業補助金、災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業等									基本的には国が周知	
	県から市町村への支援(災害時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金										
	県から市町村への支援(通常時)	国の補助金の要件を満たさない場合の補助金										
	県・市町村から地域住民、活動団体等への支援	NPO、自治会への支援										
体制作り	民間資金・資材の活用	民間企業、団体からの助成金・寄付										
	法定外目的税の導入											
	参加ボランティアへの交通費助成											
	活動時の消耗品の提供	ゴミ袋、軍手、飲料等									長崎県河川課がアダプトプログラムを通じて支援	
	自治体保有の車両・重機等の貸出・提供	オペレータ付									重機等のみであれば業者の派遣も検討	
	チェーンソー等の貸出	オペレータ付										
	情動的支援	継続したボランティア活動に対する表彰	個人や団体の首長への表彰									長崎県が環境美化に関する表彰を実施
		ボランティア参加者の顕彰	広報誌への氏名掲載等									長崎県は個人氏名を広報誌に掲載していない
		回収作業実施時の首長訪問	謝意表明									
	組織作りへの積極的関与	地域ボランティアの緩やかな協働化への働きかけ	NPO、自治会との協働									
プラットフォーム作りの呼びかけと参加		行政、民間企業、NPO等の参加者が対等な立場の組織作り										
海岸管理者主導の地域組織の形成		海岸管理者がリーダーシップをとる組織作り										
関係自治体との連携		他県や内陸の市町村等との連携										
	関係団体との連携	他地域のNPO、民間企業との連携										
	関係者との連絡調整	海ゴミに関する協議会や検討会の設置										

注： ;実施中、 ;実施予定・実施検討中、 ;実施を望むあるいは実施すべきと考えるもの
 実施期間： と について記入。「短期」は実施期間がすぐに実施可能なもの、「長期」は調整等長期的に取り組む必要があるもの

表 3.1(2) 漂流・漂着ゴミ対策を実現するための必要項目と役割分担（案）

活動内容	方策	具体例・説明等	行政			民間			実施期間		備考
			国	長崎県	対馬市	教育・研究機関	地域住民	NPO等	島内団体	短期	
発生抑制 広報・啓発	関係国との共通意識の醸成及び協力体制の構築										韓国の姉妹都市、事務所等との連携
	関係国への原因究明・再発防止等の申し入れ等										
	アダプトプログラムの実施、充実、参加										
	広報・啓発(漂着ゴミ問題の周知と発生抑制の呼びかけ)	一般紙、HP、広報誌、TV、イベント等									日韓学生対馬会議等はテレビで放映
	環境教育の充実	小・中学校、高校等									
	製造・小売業者を巻き込んだキャンペーン、ワークショップ等の実施										
処理施設	一般住民等を対象としたイベントの実施	海ゴミアートの作成、展示等									
	高性能焼却施設の導入										国の補助金の活用等

注： ;実施中、 ;実施予定・実施検討中、 ;実施を望むあるいは実施すべきと考えるもの
 実施期間： と について記入。「短期」は実施期間がすぐに実施可能なもの、「長期」は調整等長期的に取り組む必要があるもの